

第五十一回国会 参議院 文教委員会 會議録 第二十号

昭和四十一年六月九日(木曜日)  
午前十一時八分開会

委員の異動

六月八日

辞任

中村 順造君

補欠選任

瀬谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君  
理事 北畠 教真君  
久保 勘一君  
小林 武君  
鈴木 力君

委員

楠 正俊君  
近藤 鶴代君  
玉置 和郎君  
内藤 三郎君  
中上川 アキ君  
中村 喜四郎君  
山下 春江君  
吉江 勝保君  
秋山 長造君  
瀬谷 英行君  
鶴岡 哲夫君  
柏原 ヤス君  
辻 武寿君  
林 塩君  
秋山 長造君  
小林 武君  
鈴木 力君

衆議院議員

修正案提出者

谷川 和穂君

国務大臣

文部 大臣 中村 梅吉君

政府委員

文部 政務次官 中野 文門君

文部 大臣官房長 赤石 清悦君

文部 省初等中等 教育局長 齋藤 正君

文部 省大学学術 局長 杉江 清君

文部 省管理局長 天城 勲君

文化 財保護委員 村山 松雄君

会 事務局長 渡辺 猛君

事務局側

常任委員会専門 員

本日の会議に付した案件

○国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

○産業教育手当法案(小林武君外二名発議)

○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二名発議)

○教育、文化及び学術に関する調査(特殊教育に関する件)

○学術雑誌の郵送料に関する件(青蓮院に関する件)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。昨八日、中村順造君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君が選任されました。

○委員長(二木謙吾君) 国立劇場法案を議題といたします。

本法案に対する質疑は、前回の委員会ですでに終局いたしておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林武君 この法律案には賛成でございます。ただし、若干の条件といえますが、希望を申し述べたいと思います。

一つは、国立劇場が現代芸能を含めてこれの振興をはかるということに、「主として」という修正があったためになつたように思ひます。けれども、しかし、まだ法律全体として、また、これを提案された政府側としては、現代芸能という点ではまだ不十分な点がたくさんあると思ひます。したがって、私は法律の形を、やはり最も近い将来に現代芸能の振興ということをはっきりうたった内容にすべきである、法律改正の必要があるというところを第一点として申し上げます。

それから第二点としては、伝統芸能といつても、どれも歌舞伎中心に過ぎるというふうな気がするわけでありまして。文楽であるとか、雅楽、邦楽、邦舞等の保存、振興の具体案というふうなもの、これはまだ不十分であるというところは質疑の間に明らかにしたと思ひます。また、全然見落とされております寄席芸能といわれるような、講談とか、落語等は顧みられておらないというところは、これはやはり問題があると思ひます。一種の差別的な立場をとつておると、こう考へますので、芸能全般の振興、これがやがて民族文化保存ということにひとつお考えをいただきたい、この点に対しては早急にはなかなかできないから、まず運営面でこれらの欠陥を是正されるべきであると考えます。

もう一つは、国立劇場の場合の伝統芸能であります。この伝統芸能は伝承者の養成というふうなこともこれはきわめて大切なことでございまして、けれども、同時に、新しい支持層が開拓されるということが、それと大体同じぐらいのやはり大切さを持つてゐる。これからの青少年に対して理解、共鳴を求めるといふ、そういう施策が積極的に行なわれるべきである、こういうことについては十分に運営の面でこれまで考慮しなければならぬ。それから国立劇場が自主公演をする場合に、日本国民全体にたいだいまのよう支持層を拡大していくわけでありまして、したがって、入場料の問題が出てくるわけでありまして、これは言うまでもなく低廉にするべきである、それから芸能を公演するために劇場を貸す場合において、この貸賃料については、これもまた国立劇場のたてまえからきわめて低廉にすべきであるということをお願いいたします。

それから役員及び職員というふうなものは、何といつても運営の実際に当たるわけでありまして、国立劇場がうまくいくかいかないかは、この文部大臣の役員の任命、さらには手続によつて職員を決定する場合、十分考へられて、単なる席を埋めればいいというふうな、そういう便宜の解釈ではなくて、スタートにあつた十分将来の発展等を考慮した人事を行なうべきであるということが一つであります。

それから最後に、衆議院の修正点でございますけれども、これは再三申し上げたように、第一条において「主として」といふ、こういう修正を入れて現代芸能を含めた。したがって、伝統芸能と同じ取り扱いを受けるということになるわけでありまして、そういったしつと、第十九条の修正というものは、「第一条の目的の達成に支障のない限り」というところをこれを消した場合におい

ては、これは一般の利用ということの幅を広めることであり、日本の伝統芸能あるいは現代芸能が十分にこの国立劇場を利用するという意味にはならないわけでありまして、この点は、何のためにかういう修正をしたかというのを考えざるを得ないのであります。したがって、かういふ意味のない修正、しかも矛盾を持つておる修正は、近い将来には十分検討して再修正をすべきであると考えます。

以上のいろいろな点を申し上げて本法律案に賛成をするものであります。

○北島教真君 私、自由民主党を代表しまして、本法律案に対し賛成の意見を述べたいと思ひます。

国立劇場の建設ということは、国民の久しい要望でありましたし、文化国家を標榜するわが国としては、その建設がむしろおそきに失したといふ感もないではありません。しかしながら、いよいよその建築が竣工に近づき、今秋落成を見る予定となりましたことはまことに慶賀にたえないところであります。国立劇場が、敷地その他の関係から、古典芸能と現代芸能とを並行して上演できるだけの施設を兼ね備へることができなかったことは遺憾ではありますけれども、事情やむを得ないこともよく了解されますので、現代芸能については近い将来に期待をかけることとし、今回建設される劇場の完成により、わが国古来の伝統芸能の保存と振興の万全をはかり、わが国の文化向上に大きな寄与をもたらすものと確信いたしました。本法律案に対し心から賛意を表する次第であります。

○委員長(二木謙吉君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(二木謙吉君) 御異議ないと認めます。

では、これより採決に入ります。  
国立劇場法案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(二木謙吉君) 総員挙手、全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(二木謙吉君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(二木謙吉君) 産業教育手当法案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明を願います。

○小林武君 ただいま議題となりました産業教育手当法案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在行なわれております産業教育手当の支給は、申すまでもなく、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律に基づいております。また、この法律が、去る昭和三十三年に、その母法でありますところの産業教育振興法の第三条の三の規定の趣旨に基づいて制定されたことも、御承知のとおりであります。自來約十一年にわたり産業教育手当の支給が行なわれてまいりましたが、その経過並びに実施の状況を調査し、検討いたしますと、必ずしも産業教育振興のために満足すべき現状にあるとは申しがたく、むしろ、産業教育手当の支給の対象とされるべき教職員、学校、教科及び手当の額等について、早急に改善を行なう必要があることを痛感いたしました。

第一は、産業教育手当の支給対象が、産業教育に直接に従事する教員及び政令で定められた助手のみに限定されている現実の矛盾を解消する必要

があるということであり、現在農業、水産、工業または商船に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校においては、ひとり産業教育に直接に従事する教員及び助手のみに限らず、普通教科を主として担当する教員及び実習助手はもとよりのこと、事務職員から用務員に至るまで、すべての教職員が産業教育振興の一翼をになつて、それぞれ欠くことのできない重要な役割を演じているのであります。まずこの現実の姿を直視し、確認すべきであると存じます。そもそも、これらの学校において、本来の使命である産業教育振興の実をあげるためには、その基礎となるべき一般教養教科が、普通課程の高等学校におけるよりも、なお一層重要視されなければならないことは論をまたないところであります。したがって、これらの学校において普通教科を担当している教員は、教科内容についても教授法についても、絶えず真摯な研修を怠ることなく、特に限られた短い授業時間内に最も効率的に生徒の学力を涵養するため、常に創意と工夫をこらしているのであります。その教育的責任感、専門教科を担当する教員に比べ、まさるとも劣るものではありませんが、

さらに、これらの学校においては、生徒の組主任はほとんどすべて普通教科の教員の担当するところであり、個々の生徒の保健体育の面をはじめ、進路就職についての進路の指導に至るまで、それらはすべて組主任の責務とされております。加ふるに、教務関係、図書館等の広範複雑な事務処理は、すべてこれら普通教科の担当教員にゆだねられておりますから、専門教科の担当教員よりも、むしろハード・ワークが課されていると申しても過言ではありません。また、これらの学校の事務職員は、一般的事務以外に、機械器具の購入整備、保管、その会計の処理等についての責任を持ち、用務員もまた実習後の機械器具の整備、清掃等、それぞれ普通課程の高等学校に比べると、産業教育振興のための縁の下力持ちとして

て、たゆまぬ努力を続けているのであります。

今日、産業教育を行なつていく学校にとつては、過去の徒弟式教育を矯正し、脱却して、総合的教育を実施することが最も大きな課題の一つであり、そのためにこそ、教職員の層が幅広く配置されております。そうして、おのおの教職員が個々の持ち場においてその責務に専念し、十分にその能力を発揮し、こゝろ一つとなつて使命の達成に邁進するとき、初めて教育の成果を期待することができると信じます。その姿は、あたかも大洋を航行する船舶にたとえることができるといふやうな、すなわち、船長から火夫に至るまでのすべての乗組員に航海手当が支給されておりますのと同様に、産業教育を行なう学校のすべての教職員に対して産業教育手当が支給されることこそ、教育的見地から最も望ましく、また当然のことであると考えるものであります。

第二は、商業及び家庭科に関する教育も、当然、本法の適用対象に含めるべきであるということとあります。産業教育振興法第十二条の産業教育の定義には、商業及び家庭科に関する教育が含まれておりますにもかかわらず、これらの教科が産業教育手当の支給対象から除かれていたことは納得のできないところであります。それゆえに、農業、水産、工業または商船と同様に、商業及び家庭科に関する教育を実施している高等学校の教職員に対しても、産業教育手当を支給できるように措置する必要があると考えます。

第三は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部において、高等学校におけると同様の産業教育に従事している教職員にも、産業教育手当を支給すべきであるということとあります。盲、聾及び養護学校の高等部における産業教育に関しては、これまで産業教育振興法第二条の産業教育の定義に含めて規定されており、現にこれらの学校の高等部の中には、産業高等学校におけると同様に木工、被服等に関する産業教育を実施しているものがありますにもかかわらず、いまだその教職員に対して産業教育手当が支給されていないことは妥当

を欠くものであります。一面、これらの学校の高等部においては、産業教育に従事する適当な人材を確保することがきわめて困難であるため、人事交流の面からもしばしば支障を招き、ひいては教育不振の要因ともなっております。このような実情にもかかわらず、すみやかに産業教育手当支給の道を開くよう措置する必要があると考えられるのであります。

以上申し述べました理由により、ここに新たに本法律案を提出し、従来の不備を改めて産業教育の一その振興をはからうとしたものであります。

次に、法律案の内容について簡単に申し上げます。第一に、農業、水産、工業、商業、家庭または商船に関する専門教育を主とする学科を「産業に関する学科」と規定し、これら「産業に関する学科」を置く高等学校と、盲学校、聾学校及び養護学校でその高等部に産業に関する課程を置くものを「産業高等学校」と規定しております。

第二に、国立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員で、本務として産業に関する学科または産業に関する課程における教育、事務その他の職務に従事する常勤者には、その者の俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給するものとしております。

第三に、公立の高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当は、国立の産業高等学校の産業教育手当を基準として定めることとしております。

なお、この法律は、昭和四十一年四月一日から施行するものとし、現行の農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律は廃止することとしたしております。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

この法律の施行に伴う経費は、昭和四十一年度

において約二千二百万円を要する見込みであるが、そのうち八百三十一万三千円は昭和四十一年度予算に計上済みである。

○委員長(二本鎌吉君) 以上で本法律案についての提案理由の説明の聴取は終わりました。

○委員長(二本鎌吉君) へき地教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。

鈴木委員。

○鈴木委員 たいだいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

わが国には、山間地、離島その他の地域にあって、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない、いわゆる僻地が散在しております。この僻地に、昭和四十年五月の調査によりますと、六千六百四十四校の小学校及び二千三百六十一校の中学校があり、全国の公立小中学校のうち、僻地小中学校は二・六％、僻地中学校は二〇・七％の割合を占め、その児童生徒数は小学校五十八万一千九百九十二人、中学校二十七万九千五百七十一人でありました。これらの僻地学校には小学校三万二千三百七十二人、中学校一万七千三百九十七人の教員が勤務しているものであります。ところが、僻地学校は一般的に小規模学校が多いこと、学校の施設、設備が貧弱であること、児童生徒の通学条件が悪く、かつ困難であること、要保護、準要保護児童生徒が多いこと、保健衛生の状況が悪いこと、教員の配置に困難が伴うこと等、その教育条件はきわめて劣悪であります。このような劣悪な教育条件のもとにある僻地学校に対しては、教育の機会均等の理念に基づき、平地学校以上のきめこまかい行財政上の配慮が必要であります。

右のような理由から、昭和二十九年の第十九回国会においてへき地教育振興法が制定され、さらに第二十八回国会には同法の一部改正が行なわれ、僻地教育の改善充実が着々と進められてまいりました。しかしながら僻地の一部は社会開発の進行中で交通条件等に多少の変化を加えられておりますものの、なお全体的にみれば、その生活文化水準及び教育水準は他に比べて一そう格差を生じつつあるのが現状で、僻地教育の振興施策は特段に徹底される必要があると信ずるものであり、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容のおもな点について申し上げます。まず第一点は、僻地学校の定義についてであります。すなわち、現行法におきましては、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう」とありますが、今回これを「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島」云々と改めたこととあります。近年における交通機関の発達と産業開発の進展、テレビ、ラジオの普及等は、僻地の状況に多少の変化を与えておりますが、僻地における地域住民の生活文化水準は依然として低く、市町村財政も貧弱で平地との格差は一そう開いております。これが学校教育の面に対しても大きな影響を与えていることは当然であります。したがって、僻地学校の定義を、その地域住民の生活文化水準の低い山間地、離島その他の地域に所在する小中学校と改めたものであります。

第二点は、市町村の任務として、学校給食に関する規定を新たに掲げて、その任務を明確にしたこととあります。学校教育の一環としての給食を特に必要とする僻地学校における給食の実施状況は、昨年より高度僻地の特別対策として、パン、ミルク給食を開始した結果、その実施率は相当程度上昇いたしました。完全給食については全国平均約六〇％に比し、二三％といまだ低位にある現状であります。申すまでもなく僻地における給食の普及率の低いことは市町村財政の貧弱と地域住民の貧困がもたら原因であります。それゆえに、ここに学校給食に関する規定を定めて、学校給食の普及を一そうはからうとするものであります。

す。なお、その実施にあたっては、年次計画をもつて逐次整備するものと考えております。

第三点は、市町村の任務として、僻地学校の児童、生徒の通学を容易にするための必要な措置を明確に規定いたしました。僻地における通学条件を改善するための一つとして、バス、ボートの整備が必要であることは御承知のとおりであります。その運営費も年間相当額にのぼり、財政力の貧弱な市町村にとっては過重な負担となつておりますので、これを国庫補助の対象とするよう改めております。また、寄宿舎設置についての市町村の任務を明らかにし、これに要する経費に対して国庫補助の対象とするよう法の整備を行ないました。なお、これが設置の計画といたしましては、僻地の四、五級地の最も条件の劣悪なところから年次計画をもつて設置すべきものと考えております。

第四点は、僻地学校の級別指定の基準を定める場合に、僻地条件の程度とともに市町村の財政状況を考慮することとしたこととあります。僻地学校の級別指定の基準には僻地条件の程度によつて級別指定が行なわれることは当然のこととありますが、当該市町村の財政力の貧弱度が、施設、設備その他の面における学校教育の困難性を招くことを考慮して、これを特に級別指定の要素とするよう措置したものであります。また、僻地に勤務する教職員に対して、僻地手当の支給割合を従来よりも最低二％から最高五％まで引き上げるとともに、その級別別の最低保障額を設けることによつて、教職員の待遇改善を行ない、人事移動を円滑にし、有能な教職員を配置したいと考えております。

第五点は、市町村が行なう事務に要する経費のうち国の補助率を現行の二分の一から十分の八に引き上げております。僻地の市町村は財政力が貧弱であり、昨年の調査によれば、僻地を持つてゐる千五百九十六市町村中、その財政力指数二〇％未満が二百四十四団体、二〇％以上四〇％未満が八百六十七団体であつて、七〇％以上の市町村の

財政力指数が四〇％以下となっている現状であり、これがため積極的に僻地教育振興のための諸施策を促進させるには、国の二分の一の補助をもつては実効をあげ得ない現状でありますので、補助率を大幅に引き上げて僻地における教育の充実向上をはかりたいと考えております。

なお、附則におきまして、施行期日を昭和四十一年十月一日とし、国の補助に関する規定につきましては、昭和四十一年四月一日から適用することとしたしております。また、昭和四十年以前の予算にかかる国庫補助金については、従前の例によることとしたしております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(二木謙吾君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(二木謙吾君) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。中村文部大臣。

○国務大臣(中村梅吉君) このたび政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合法は、御承知のように、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに私立学校教職員共済組合法によって設立されたものであります。自來、本組合が行なう給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次その改善がはかられてまいりました。昨年の第四十八回国会におきまして、かかる観点からこの法律の改正が行なわれ、これにより、ほぼ国公立学校の教職員に対する給付水準との均衡がはかれることになったのであります。

しかしながら、昭和三十六年十二月三十一日以前にいわゆる旧長期組合員期間の取り扱いや既裁定年金の取り扱い等において、なおこれを下回る部分がありますので、今回これらの点を改善するため、所要の改正を行なうこととしたものであります。

次に、この法案の概要について申し上げます。

第一に、このたびの長期給付改善に要する費用について、私立学校並びにその教職員の経費負担の実情を考慮し、これが負担の軽減をはかるため、組合の行なう長期給付に要する費用に対する国の補助率を、従来の百分の十五から百分の十六に引き上げることとしたしております。

第二に、長期給付の給付額算定の基礎となる平均標準給付の月額のうち、旧長期組合員期間にかかるとの点について、その算出方法を組合員の資格喪失前五年間の標準給付の平均から三年間の平均に改めるとともに、最高限度額を廃止することとしたしております。さらに、これらの点につきましては、既裁定の共済年金についても同様の措置を講ずることとし、本年十月分以降、その年金額を改定することとしたしております。

第三に、私立学校教職員共済組合が発足した際、その権利義務を継承した財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の発生したものについては、その裁定時点も古く年金額が低額でありますので、恩給制度並びに公務員共済制度等における年金額の改定の例にならひ、これを一律六万円に引き上げることとしたしております。

第四に、組合員期間が二十年以上の長期在職者に対する既裁定の共済年金につきましても、同様の趣旨から、本年十月分以降、退職年金または廃疾年金にあっては年額六万円未満である場合は六万円に、遺族年金にあっては年額三万円未満である場合は三万円に、それぞれその年金額を引き上げることとしたしております。

最後に、この法律の施行目につきましては、公務員共済等における既裁定年金に対する最低保障

の制度が本年十月一日から実施されること及び財源的な事情等を勘案し、また準備の期間等をも考慮して、昭和四十一年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(二木謙吾君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員谷川和穂君より説明を聴取いたします。谷川和穂君。

○衆議院議員(谷川和穂君) ただいま議題となりました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院修正につきまして御説明申し上げます。本修正は自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかわるものであります。

まず、最初に修正案文を朗読いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第三十五条第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金」について、これらの年金に改める。

次に、修正の趣旨を御説明いたします。

第一に、政府原案は、私立学校教職員共済組合の行なう長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の十五から百分の十六に改めることとしたしておりますが、このほかに、新たに財源調整のため必要があるときは予算の範囲内においてこれに要する費用の一部を補助することができる

こととしたのであります。

第二に、政府原案は、組合員期間が二十年以上である者にかかわる既裁定年金の最低額を保障することとしたしているが、廃疾年金については、その給付事由が他の年金のそれと異なるので、組合員期間が二十年未満である者についても最低保障を行なうこととしたのであります。

○委員長(二木謙吾君) 以上で本法案についての提案理由の説明及び衆議院における修正点の説明聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、政府側より中村文部大臣、中野文部政務次官、天城管理局長が出席をいたしております。

○鈴木力君 この法案についてのこれからの審議をしていく前に、まず、私学共済の概要について伺いたいと思ひます。

私学共済を構成している組合員について、学校数で言えば加入学校数はどれだけになっておるか、それからその加入している学校の職員数がどれだけあるのか、また、私立学校に勤務している職員のうち、私学共済に加入できる職員の条件はどうなっているのか、それから全体の学校法人である私立学校の数と、それからいまの私学共済に加入している学校の数との比率等がどうなっているのか、その辺を先に承りたいと思ひます。

○政府委員(天城照君) 私立学校教職員の共済組合の加入学校数でございますが、七千七百六十八校、これは四十年の十月末の数字でございますが、七千七百六十八校、組合員数は十四万四千三百六十人、なお、ついでに扶養者数は十四万四千七百六十人ということになっております。それに対して、組合員当初、選択加入を認めましたので、いわゆる未加入者が百七十七校、組合員にいたしまして二万四千八百五十七人という数字になっております。比率はいまちょっと手元にありませんが、十四万四千二人に対して二万四千二人でございます。それから組合員の資格ということでございます。

けれども、これは御存じのように、加入校の大学、短大、高専、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、盲聾、それから特殊学校と共済組合の職員という範囲が組合加入の資格要件でございます。

○鈴木力君 いまの未加入校の百十七校のうち、いま申されました学校種別に申しまして、大学がどれくらいとか、あるいは短大がどれくらい、高校がどれくらい、こういうのがおわかりでしたら伺いたい。

○政府委員(天城勲君) 未加入校はほとんど各種の学校に及んでおりますが、一応、数字的に申し上げますと、大学で三十六校、短大で十一校、高等学校で二十六校、中学校で十三校、小学校六校、幼稚園で十八校、各種学校で七校というふうになっております。

○鈴木力君 もう一つ伺いたいのは、さっきの加入資格ということですが、特に私立学校は公立と比べて、教員といいますが、職員のあり方が非常に複雑なわけですか。そこで、どういう職員が加入資格を持っており、加入資格を持っていないのはどういふ職員であるのか。まあ定款を読んでもみますと、非常勤とか、常勤はありますけれども、中にはいろいろ判断のつかないような職種がありますから、その辺を伺いたい。

○政府委員(天城勲君) これは法律の十四条にございまして、学校から給与を受けるものというふうになっております。ただ、その中で、「専任でない者」、「臨時に使用される者」、「常時勤務に服しない者」というものが、この組合員になる資格がございまして、原則として当該学校法人及び学校の教職員で給与を受けている者というのが、この組合員の資格でございます。

○鈴木力君 大体わかったのですが、未加入校のうち大学が三十六校あるわけですが、この大学で、たとえば早稲田とか慶応が入っていないという話を聞いているのですけれども、おもな大学が入っていないのはどういふところなんですか。

○政府委員(天城勲君) おもなところと、一応、

非常に常識的な言い方で申し上げますと、六大学では早稲田、慶応、明治、立教、法政が入っております。それから上智とか、青山学院、それから関西方面では同志社、立命館、関西大学、関西学院大学等でございます。

○鈴木力君 いまのこの加入してない大学を聞いても、大体常識的な話なんですけれども、名の通った大学が入っていないことになるわけなんです。それで、やはりこの種の共済制度というものは、できればそういう該当する学校の職員が全員入るといふ姿が望ましいのじゃないかと、こう考えるのです。そして、おそらく当局も全員加入するような方向で努力をしておられるのだらうと思えます。そういう立場から、全員加入に至らない、特にこの有名校といいますが、名の通っている大学等が加入をしていないということについての何か理由なり、あるいは入らないという何かの事情があったら、そういう点についてもお答えいただきたい。

○政府委員(天城勲君) その私学共済制度が制定されましたときに、すでに私立学校におきまして、健康保険とか、あるいは厚生年金保険にそれぞれ加入していた学校があるわけでございます。そして、当時の共済制度ができたときに、一種の選択加入制度を認めたわけでございます。その当時、いま申しましたような百十七校がそれぞれ健康保険または厚生年金保険に加入したために、私学共済に加盟しなかつたというのが一つの事情でございます。なぜそういう選択を認めたかというところでございまして、やはりそれぞれの学校の立場がございまして、一種の教職員の既得権とか、あるいは期待権とかいふものが、その当時のそれぞれの学校の共済制度、いまの保険、健康保険あるいは厚生年金でございますが、その実施の上にごさいましたので、この既得権とか、期待権を尊重する意味において、そういう選択制が持たれたわけでございます。御指摘のとおり、私学共済の制度は私立学校教職員の共済制度であります。社会保障制度の一環でありますと同時に、私学振興と

いう目的を持っておりますので、全員加入が望ましいわけでございます。その後幾たびかこの適用除外校の加入問題について議論が持ち上がりまして、いろいろな加入促進についての努力も続けられてまいつたのでございまして、先ほど申しましたように、やはりそれらの学校の持つております事情、それも主として教職員の既得権、期待権といふようなもの、あるいは学校法人側のお考え等がございまして、私学内部にはなかなか意見の統一が現在までできておらないわけでございます。一方、社会保険制度という面から申しますと、厚生省におきまして一つの社会保障制度一本化の考え方もございまして、政府内部の扱いについてのいろいろな考え方もございまして、従来とも国会で附帯決議をつけて、この点についての促進を言われておるのでございまして、まあ今日まで、いま申しましたような事情で実現いたしておりませんが、事情は率直に申しまして以上のような形でございまして。

○鈴木力君 この点についてもう少し伺いたいたのですが、いろいろな事情がありましてというふうな話になりますと、どうもいろいろな事情があるだらうが、その事情はどういふことなのかということをお願いいたします。もう少し伺いたいたすと、いま厚生省との関係もあるというふうな話も伺いましたが、しかし、既得権、選択権というのを尊重する、まあ経過は私にはよくわかつていないものでありますから、その経過に従って既得権も与えており、選択権も与えておる。これは尊重しながらやってきた。であるけれども、私学共済について一本化していくことが望ましい、そうしてそういう努力もしてきた、この筋はわかりました。そこで、いまの御答弁にもありましたように、学校当局としての考え方もある。あるいは主として教職員の意思がまともでないで一本化できなかった、そういう話もありまして、そういういふ意思がまともなかつたり、あるいは職員の間で思がまともなかつたりすると思はれます。

厚生年金なり、あるいは健康保険なりと比較いたしますと、私学共済が相当に不利な条件があるのではないかという感じがする。そういう点についても相当な理由の一つになってはいないかと思ひますが、そういう点についてお答えいただきたいと思ひ。

○政府委員(天城勲君) 一言で申し上げますと、各学校の現在の状況と私学共済とどちらが有利かという問題に帰着するのではないかと申すのでございまして、けれども、現在、未加入校の状況を見まして、私学共済よりも有利であると思われる条件がございまして。全部がこういう条件を具備しているわけではございませんが、たとえば、組合員の掛け金率が共済よりも低い。そういうことは法人のほうが高いということになると思ひます。それから短期給付の付加給付をやっておる学校もございまして。それから長期につきまして、厚年のほかに学内年金制度を持つておられて、その両方によつて年金給付をやっているために、私学共済よりも有利な条件にあるというふうな点が指摘されると思ひます。

○鈴木力君 たとえば、いまのお答にありました学内年金制度があるから私学共済に入らないと、こういうことはよくよく直接の理由には何かならない気がするんですが、つまり私学共済に加入する場合には学内年金制度は廃止しなければならぬということでもあれば別なんですけれども、それは私学共済と両方に入ることでございまして、学内年金制度については、他のたとえば厚生年金に加入するとか、そういう例もあるとすれば、どうもよそとの比較論になりそう。いまの付加給付がないという話もありましたけれども、これはまあこの付加給付の問題については、公共教職員共済との比較でも私学共済には付加給付がいまないのでありますから、そういう点でも比較をすれば劣っている点にはなるだらうと思ひますが、まあそういう理由はあるだらうと思ひますから、したがって、私は私学共済

については選択権を与える、これを取り返すという事は、これは私は賛成しません。やはり経過に沿って選択権も与えておる、それからまた既得権も与えながらも、しかし統一の方向に持つていくためにはやはり国が相当の補助を出すなり、あるいは国が助成をするなりして一本化をしていくという努力がなお必要ではないかという感じがするのです。そこで、適用除外校についてはそういう事情であると同じです。あと組合員についてであります、同じような立場で、同じような経過で組合員に種類があるわけですね。何ですか、甲種組合員ですか、甲種、乙種、丙種というように分かれておる。で、この甲、乙、丙の組合員、まあ前にもつとあったのだと思いますが、組合員になる条件について伺いたいと思います。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のように乙種組合員、これは短期だけ私学共済に加盟しまして長期は厚生年金にいく、丙種のは逆に長期が私学共済であつて短期は健康保険と、こういう種類が甲種以外に、両方入っているもの以外にございす。これの条件でございすが、これは組合の設立の当初、先ほど申したように選択して現在こういう形になっておりますので、学校選択でございすので、この学校がこういう組合員制度を取っておりますと、その後この学校に採用された先生は全部この方式でいくというのが現在の姿であります。

○鈴木力君 そこで、この組合員についての甲、乙、丙、だんだんあとのほうはなくなつて丙までだということをお聞きしておりますが、これもさつきと同じ理屈になるわけですか。どうしてもやっぱり甲だけにしなければいけない。ところが、この選択制がある学校は乙になつて短期だけですが、ある学校は丙になつて長期だけに加入をしていく、つまり有利なほうだけは選べけれども、平均から見ますと、他に有利なものがある場合には他とかね合つて持つていける、こういうような制度がありますと資金の集結についても相当の支障も出てくるだろうし、あるいはまた事務からいいます

しても障害も相当出てくるだろうと思ひます。そこで、さっきの適用除外校に対する方針と同じ考え方なんですけれども、文部省としてこれらを統一するために何かこう考へてみたことがないかどうかですね。どういう方法があるかどうか検討してみたことはございせんか。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のとおり、この有利不利というところの問題が結局障害といひますか、問題になるわけがございまして、たとえば、先ほどの学内年金の問題、厚生年金プラス学内年金の問題につきましては、学内年金というものは別にして厚生年金の問題だけ考へていくというところも一つございまして、それから付加給付の問題、これは私学共済自身が付加給付ができる状態にならなければ現在よりも不利になつてしまふ。それから掛け金率の問題の違ひ、これらの点はわれわれも十分意識しておりますが、結論として申し上げたいことは、私学共済の給付条件というものが、当初、出発時まだ国共済に比して不利な状況でございまして、これをできるだけ早く国共済と同じような給付水準に持つていきたいという考へ方で今日まで努力してまいつたわけでございますが、これは教職員という、学校教育という観点からいいますと、国公立あるいは私立を問はず、教職員の待遇という考へ方から見て当然であらうと思ひますが、そういう意味で、今日まで共済給付制度の水準の向上と国家公務員公共共済組合と同じようなところで持つていきたいという努力を重ねてまいりまして、基本的な考へ方においてはほかの制度よりも不利でないというところまで持つていきたいという考へ方でやつてきたわけがございすが、しかし、すでに学校によりまして、それぞれのそれ以上に有利な点が若干ございまして、これは全部おしなべてじゃございせんが、個々の学校によりまして有利な点がございすが、この最高の有利な条件まで全部そろえるということになりますと、これは実問題として非常に困難な点でございす。したがひまして、基本的にいま国共済と同じよう

な点まで参りました段階で、今度、私学の全体の振興という面から、それぞれの私学の、何と申しますか、理解を十分持つていただいたて、私学全体の振興のために私学共済というものを全員加入制に持つていくのだという趣旨を十分理解して加入していただくという方向で話を今後もしたいと思つております。ちよつと回りくどく申し上げましたけれども、いままでもそういう点の是正というところに主眼を置いてまいりましたし、今後とも趣旨と正と正といふことをあわせながら、この問題を解決していききたいと、こう考へております。

○鈴木力君 そういう方向で努力をしてもいいと思ひますが、たとえば公立の場合には、いま自主的に各県で互助会なり互助組合なりできております。そして公立共済の足りない点についてはそつちで補つておるわけですか。あるいはものによりまして、互助会のほうが共済よりも給付なんかの条件のいいものもある。しかし、これがあわせて加入できるということになっておりますから、他に有利なものを持つておるということがある。この共済制度に加入しないという理由にはならないのであつて、二つに加入しておることが有利になる、そういう形に持つていき、そういう形に指導していくと、いまの問題が相当改善の方向に進むんじゃないかと、こういう感じがいたしますので、さらにそういうことについても将来の御検討をいただきたい、こう思ひます。

それで、次に進みますが、この私学共済の運営について、相当やはり困難な条件の一つになつていと思はれるものに給与の問題があると思ひます。どうしたつて掛け金の基礎になるのは給与でありますから、これが相当大きな問題になると思ひます。そこで伺いたいんですけれども、平均の給与については大体私のほうもわかつておりますが、公立と比較をしまして、大学、短大、高校、それから小中学校は一緒でよろしうございす。あるいは幼稚園がある、それらの給与の比較ができていものがあつたらそれを伺いたいと思ひ

います。

○政府委員(天城勲君) 給与の私学関係、それから国立公立の比較でございすが、四十年度の十月末で、これはすべての平均でございすので、給与の平均でございすが、私学が三万五千四百二十二円、それから国立学校でございすが、三万九千四百七十七円、それから公立共済、これは公立学校でございすが、四万七千四百五十五円というのがならした数字でございす。ここに、私たち大学、短大、小中学校別に調べてみたのでございすけれども、大学を一例にとりまして、私立の平均、時期は三十九年になります、五万七千二百二十五円、国立の平均で五万七千三百四十四円、これは比率で申しますと九・八というので、大学の本務教員の給与の差はそれほど目立つておりませんけれども、高校になりますと、私学の平均が三万一千四百九十四円、国立の平均が三万八千七百九十六円、これは八・一ぐらいになります。中学校で、私学のほうが三万三千七百四十八円、国立のほう三万四千三百三十八円、これは九・八ほどになります。全体を見ますと、先ほど申し上げた数字でございすが、特に高校においてかなりまだ開きがあるんじゃないかというところをこの数字から見るとございす。なお、この両者の比較でございすけれども、年齢層とか、経験年数、職種構成というものを正確に調べなければいけないわけで、一切そういうものを捨象した単純な比較でございす。

○鈴木力君 共済の運営の基礎になる数字ですから、これはいまの単純比較の話はわかると思ひますが、いま伺つたほかに、私はこの私学の給与について、特に私もいままで見ておる感じが、平均はまあいいようなことになつておる。この平均がぐずれていくという原因がどこにあるだろうということが考へられるんですけれども、特に男女の差が、私どもが見た限りにおいては、この私立学校の職員の給与が男子と女子とでは非常に大きな違いがあるような気がするんで

す。特にこれは幼稚園が非常に多いということも原因になっておるんじゃないかと思ひますけれども、幼稚園を除いてみても、どうも男女の給与の差というものの格差があり過ぎる、そういう感じがするんですけれども、この男女の差等についてお調べになっているものがあつたら伺いたい。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のとおり、私学の特殊な条件として若い女子の先生が多い、それも幼稚園が大きな要素になっておるわけでごさいます。したがって、平均はかなり下がっていると思うのでござりますが、組合につきまして男女別の、いま申しましたようなちよつと比率の資料を持っておりますので、給与の差の男女別というものをちよつと持ち合わせておられますので、ここでお答えしかねるのでござりますが、全体としては女子教員のウェートが高いということから、かなり下がることは事実だと思ひます。

○鈴木力君 たとえば私学共済で出しておる「組合の概要」というパンフレットがありますが、このパンフレットには、これはもう実態調査じゃないに、標準給与で出ておられますけれども、この標準給与で見ただけでも、たとえば平均月額で、大学のほうは三十九年度では四万三千二百三十三円になっておる。そうして女子の方が二万二千六百二十円になっておるわけですね。この男女の差が二万一千円もここで違つておるわけですね、まあ概数で申しますと、それから短大でも一万三千幾らと、平均額でも違つておるのを見えます。こういう形で、男女の差が非常に大きいのですが、これは共済の運営の基礎になる給与ということになりますと、平均が高ければ何とかがついていることになりまして、それが、実際に職員比率を見ますと、女子の比率が非常に高いわけですね、男女の比率から、職員数の比率でいいますと、女子の比率が非常に高い。そうして女子の給与が非常に高い、いま言ったように男子との間に差が大きい。ここから共済の収入源ということについてもいろいろ問題が出てくるんじゃないかと思ひます。と同時に、これは私は文部省に伺つてお

るのでありますから、共済の運営という立場だけじゃなしに、私立学校そのものの運営上からいいますと、こういう状態では望ましい姿ではないはずであります。公立の考え方がいいますと、男女同じ給与体系になっておるわけでありまして、それが私学にいきますと、いま言ったように極端な開きがある。これについては私学共済の運営という面からいっても、あるいは学校経営という面からいっても、いずれも望ましいことではないわけでありまして、ただし、私立学校と文部省との関係は、一々給与がどうこうということまでは言えないという問題もそこにあるまいでしょうか、しかし、こういう実態に対する文部省の考え方は、あるいは文部省としてのできる範囲内での何か方法がないものかという感じがするのですけれども、そういう辺についてもお考えがあつたら伺いたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) たいへん失礼いたしました。私ちよつと資料を見落としました。男女別、学校種別の標準給与月額が手元にございまして、たいへん失礼いたしましたけれども、四十年度の十月末のお話でございまして、御指摘のように、大学のお話でございまして、男子が三万九千二百四十八円、それから女子が二万二千五百七十四円という格差がございます。なお、いまの御質問の中心でございまして私学の給与水準の問題でございまして、私学の最近の経営の中で、いろいろ困難な問題の中で、給与問題が非常に大きな要素になつておることは、すでにいろいろところで論ぜられておるところでございまして、私学の経営者の面におきまして、給与改善ということがやはり一番の課題になつておられますために、授業料問題とか、その他の問題まで発展したわけでごさいます。ここ二、三年の姿を見ましても逐次改善されてまいりまして、先ほど申し上げましたように、非常に近づいてきたわけでごさいます。これは私学経営上の最大問題で、私学の方々の一番意識しておる点でございます。なお、これをどう

ては、現在、共済制度とは別でございましてけれども、文部省で私学振興方策の調査会を設けて、全般的に私学の助成ないしは財政のあり方について審議をされておりますが、そこでも給与問題は非常に大きな焦点になっておまして、御指摘の通りに、直接、文部省で給与問題をあれこれ言う立場で現在ございませぬけれども、教育の水準を上げるということを中心にして議論されておりますが、その中心がやはり給与費であるということ、皆さんも十分認識されておりますので、直接給与の問題にどうこうということになしにしましても、全体として私学の運営が充実していくように、その中で教員給与の問題、あるいは教員定数の問題が十分解決されるようにという考え方で別途審議を進めておるわけでごさいます。

○鈴木力君 この給与問題は、直接は私学共済に關係ないみたいに見えますけれども、私はいまの問題は私学共済の面からいっても非常に大きな問題になつておると思ひます。これは掛け金の基準になつておることもそうです。と同時に、私学そのものの経営という問題と、それから私学そのものから文部省のお考えも伺いたいこともありますが、私学それ自体の運営がどのような問題から、どうも私どもが見ると、ちよつと運営の方向がおかしいんじゃないかという点までしわが寄つておるような感じがするのですが、たとえば資金の運用などについてもそういう感じがいたします。これはあとで申し上げるのですが、その種の問題としてもう一つ私が考えたいのは、給与の問題がいま言ったように非常に男女の差がついておるといふこと、職員の採用についてまたそういう傾向がありはしないかということが感じられるのです。私学の経営者側からいいますと、経営という問題がどうしても重要な問題ですから、できるだけコストを低くという考え方があられるかもしれません。しかし、たとえば高等学校のある科目の教員についてみますと、たとえば高等学校の理科なら

理科で申し上げますと、生物という科目は、あれは三個学年のうちで一個学年でやればあとはやらないことになりまして、そうしますと、学級数の少ない規模の高等学校においては、生物の教師は、教諭を採用しないで、時間講師でまかなつておるわけです。これは生物に限つたことではありませぬけれども、そういう一個学年で、しかも単位になつておるような教科の教師は、時間講師が非常に多いという傾向があるのじゃないかというふうに感じられます。そういういたしますと、その時間講師の人は、教員というよりな立場でその学校のその教科の教育は責任を持っておりますけれども、身分は講師である。月給はまあ安心いわけでありまして、月給が安いということと同時に、いまの私学共済の組合員の資格は獲得できないという問題があるわけですね。学校経営の立場からいいますと、専任の教諭というものがなくて、ある科目の教科がそこでこなされておるといふ問題、一方からいいますと、その教科の責任を持つておる人の身分が不安定で、そして私学共済組合には加入できないというよりな身分の不安定という問題につながつておるわけです。こういう問題と、何らかの形で、やはりそのままだらうておいたのではいけないのじゃないかという感じがするわけですね。これはやはり私学共済を、もう少し共済の側に立てば、組合員数が増えたとふえておつて、そして正当な財源としての掛け金をかける基準が上がついていくという立場からもう一つ問題があるような感じがいたします。

それからもう一つ一緒に伺いたいのは、男女の比率の問題はさつき伺つたのですが、数の上からいっても女子が非常に多い。と同時に、公立と比較をいたしますと、高年齢層が非常に多いということが一つの問題点でございますか、特徴ではないかという感じがいたします。そこで、これも調べたものがありましたら、いまの私学の組合の中で、最高の年齢層は大体どの程度まであるの

か、あるいは分布状態からいいますと、たとえば六十歳以上がどの程度の割合になっているのか、そういう点、承りたいと思います。

○政府委員(天城勲君) いまの二つの点でございますが、一言で申しますと、教員定数の問題にもなってくるのでございまして、御指摘のとおり、公立と私立の教員定数、これは生徒数との比率などいろいろ検討しておりますが、小中学校の義務教育はほとんど同じでございますけれども、高等学校、それから大学は、確かに教員と生徒数の比率が低いのでございます。高等学校も逐年直つてきておりまして、一番差があるのは大学でございますが、高等学校もまだ差がありまして、御指摘のような点は、共済組合の問題以前の問題として、私学の教育のあり方そのものとして十分考えなければならぬことだと思つております。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、振興方策調査会におきましても、教育水準を高めるためということで私学の財政問題を議論している中で、先ほど申した給与の問題と同時に、教員の定数ないしは必要な教員、必要な教室の確保ということがやはり中心になっておりますので、先ほど申し上げたような意味で、この問題も含めて検討いたしております。

それから私学に高年齢者が非常に多いということとは御指摘のとおり特色でございまして、女子若年、若い女子の方が多いということ、一方、高年齢者が多いということでございますが、何歳の方が何人というところまでごまかいものをちよつと持ち合わせておりませんが、六十五歳以上の方が五・八%、七千四百六十六人おられます。

○鈴木力君 もう一つだけ、給与関係について、給与と職員といいますが、組合員の問題について伺いたいのですが、標準給与を決定して、それで掛け金の基準やら運用していることはわかります。そこで、いまの給与の分布についてちよつと伺いたいのですが、標準給与で、いま一級とい

ますか、一級が一万二千元になっていると思ひます。この一万二千元以下の職員がどれくらいあるのか、それから標準給与の分布でいいますと、一番数の多いところが何級くらいになっているのか、大体の傾向でよろしいのですけれども、伺いたいのですが、一万二千元以下の方は数が調べられてあつたら伺いたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 一級から御指摘のとおり三十一級までございまして、十四万四千人中の中で一級が一万五千人でございまして、それから三十一級、頭のほうは千人、大体そういう形になっております。

○鈴木力君 一万二千元以下の給与の実態はあります。実際の給与額が一級以下の職員がどの程度あるか。

○政府委員(天城勲君) 標準給与の場合には全部一級にしてしまふものですから、ちよつといふ手持ちの資料を持っておりません。

○鈴木力君 それではあとでちよつと調べてもらいたいです。

○委員長(二本謙吉君) 午前の委員会はこの程度にし、午後一時半から再開いたします。

これにて暫時休憩をいたします。

午後零時三十一分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(二本謙吉君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

なお、政府側より中村文部大臣、天城管理局長が出席いたしております。

○政府委員(天城勲君) 午前の御質問の中で、現在の標準給与一万二千元以下の者が何名おるかというお尋ねでございましたが、調べましたので御

報告申し上げたいと思ひます。現在一万二千元になつてゐるものですが、この以下のこまかい数字が現在の時点ではございせんが、昨年の七月一日から一万二千元に改定いたしましたときの段階での数字がございまして、それと、今日の一括数字とを申し上げまして、大体その間の動きが推察できるのではないかとと思ひますので御報告いたしたいと思ひます。標準給与八千円の者が五千八十名、それから九千円の者が二千九百九十四人、一万円の者が五千九百九十九人、それから一万二千元の者が七千四百三十五人、合計で一万九千九百八人、四十年の六月三十日現在でございました。それが一万二千元に標準給与の最低が引き上げられました後の六月三十日の数字で見ますと、一万二千元以下が一万五千人になっておりますので、五千人ほどの数が減つております。したがつて、この間に五千人ほど昇給して上に上がったことがわかるわけでございますが、実情はいま申し上げたような数字でございまして。

○鈴木力君 午前の質問で大体組合員数、それから給与等、この私立学校共済の現状と、なお運営の困難点の理由の一つはほほわかりました。これから伺いたいののは、私立学校共済の経営面のことについて少し伺いたしたいと思います。

まあ経営全体より具体的に入りますが、短期給付について、短期給付の給付の内容とか何とかはこれはほほわかつておりますから伺ひませんが、短期給付関係の経理の状況を見ますと、これは私ども書類をちよつと見たぐらゐでよくわからぬところもあるのですけれども、どうも赤字がずいぶん大きいようです。そこで、まず経理の状況について伺いたしたいと思います。

○政府委員(天城勲君) 短期給付の収支の現況につきまして、ごく簡単に概要を申し上げます。短期給付の掛け金率が、ちよつと昨年の四月に料率の引き上げを行ないまして、現行千分の七十七ということになっております。このうちには福祉財源分の千分の一と、事務費の千分の二が含まれておりますので、短期給付のための料率は千分の

六十七というふうになっております。四十年年度の短期給付の収支でございまして、本年二月までの実績が出ておりますが、収入のほうで二十九億三千万円、支出で二十九億四千四百円でございまして、差し引き一千四百の赤字となっておりますが、四十年年度の決算時におきましては大体この程度に落ちつくものと考えております。これは四十年年度当初に見込んでおりました赤字見込みより少し多いのではないかとと思つたのですが、下回つてきております。その原因は、いわゆる医療費の伸びが考えただけで激しく伸びまして、むしろ若干低下したと思はれるわけでございます。この短期の問題につきましては、一にかかつてこの医療費の動きに影響されておるわけでございます。これは私学共済だけではございせんが、健康保険その他医療保険全般の問題であらうかと思つておりますが、この傾向でいきますれば、現在のところ四十一年度も――まあもちろん医療保険制度が非常に変われば別でございまして、四十一年度もほほ現在の掛け金率でもつて均衡がとれるのではないかと一考えと見通しを持っております。

○鈴木力君 いまの御説明は、四十年年度の単年度赤字ということですか、一千万というのには。

○政府委員(天城勲君) さようでございます。四十年年度の単年度の収支で申し上げたわけでございます。

○鈴木力君 それは私かちよつとだいたした「組合の概要」の二十四ページ、二十五ページに、「短期経理収支」というのがありすね。これを見ますと、これは私の読み方がちよつと間違つてゐるかも知れないんですが、三十九年度で、収入と支出が二百二十六万二千円ですか、ちよつとしりが出てゐるのですけれども、これは累積ですか、そうする。

○政府委員(天城勲君) その「組合の概要」の二十五ページの数字でございまして、三十九年度の二

億九千六百万、これは単年度の赤字でございます。  
○鈴木力君 先ほど聞きまして、赤が何か一千万くらいという先ほどの御答弁と、いまの二億九千六百二十六万、この関係はどういう関係になっているんですか。

○政府委員(天城勲君) 先ほど申し上げましたのは、一番近いのという意味で四十年の状況を申し上げたわけでございますが、その「組合の概要」は三十九年度までしか載っておりませんので、その一年前でございます。なお、先ほど申し上げましたように、四十年の四月から料率の引き上げを行なっておりますので、その「組合の概要」に載っております三十九年度は、旧料率による収支状況でございます。

○鈴木力君 そうしますと、四十年が一千萬の赤字、これが繰り越しになりますと、やはり累積は三億をこすことになるわけですがね。

○政府委員(天城勲君) 累積でございますが、ちょうどこの「組合の概要」の同じページの下にございまして、三十九年度末で累積が二億三千三百三十九万となっております。三十七、三十八年度は黒で終わっておりますが、三十七、三十八年度の赤字がずっと累積しまして、三十九年度でマイナス二億三千万となっておりますが、先ほど申し上げました四十年が約一千万の赤字で越せば、この累積はもう一千万ぐらいい増加して二億四千万台になる、こういうふうな思っております。

○鈴木力君 いまの説明は資産の帳じりでしょう。三十九年度短期経理の資産のしりから二億三千百十九万、そうして、赤で、それからその経理の収支からいって二億九千六百二十六万になるわけですね。もちろん資産の赤と経理の収支というのはいずれも数字が一緒にならなければならぬというのではないで、資産の増減はまた別で、この運用の将来を見ていきますという、この傾向からいって、料率を改定してもなお赤字になっていく、こういうことがはつきりしておるわけですね。そうすると、かりに資産面から見て二億六千万になったにしても、あるいは経理面から見て二億九千万になったにしても

も、料率改定したその年から単年度赤字が出るというところは間違いないわけですね。そうすると、今後のこの赤字を克服していく見通しなり計画なりというものはあるのかどうかですね、この点について伺いたい。

○政府委員(天城勲君) 四十年の料率の改定によりまして、前年度は三億近く赤字がございまして、その理由として、先ほど申し上げましたように、医療費の動きというものが非常に大きな理由であるというところを申し上げました。若干、この医療費の見通しにつきましては、四十一年度につきましても、先ほど申し上げたような、一応現状でいくならば四十年と同じような状況じゃないかと申し上げたわけでございますが、ただ、今後の見通しというところをよく考えてまいりますと、医療保険制度の抜本的な改正というところも議題にのぼっておりますので、そのことが行なわれるようになりますれば、医療費の今後のあり方というものはかなりはつきりした見通しがつくのではないかと思っております。したがって、現在のところ、現状のままで、先ほど申し上げたわけでも、一つは医療保険制度の抜本的な改善策というものの出方が、この短期の動きに対して大きな影響があるというふうな考えをしておりますが、これが幸いという方向で改善いたしますれば、医療費の安定的な見通しが立ち得るのではないかと、こう考えておるわけでございます。

○鈴木力君 いまの御答弁はこう聞いてよろしいのですか。将来、医療保険制度の抜本的な改正ができていくわけには赤字が解消するであろう、そうでない場合には現状の赤字でもやむを得ない、こういう意味の御答弁に聞いていいのですか。  
○政府委員(天城勲君) 現在は医療費が非常に浮動しておりますので、私たちの見込みとしては、四十年のことで申し上げますと、当初よりもかなり落ちついたと申しますか、姿で、年を越せるようなことになってまいりましたけれども、なお

医療費の伸びというものが非常に浮動のございまして、将来の短期給付の問題については、いまのままでなかなか見通しが立ちにくいということもさき申し上げたわけでございますが、これが抜本的な改善が行なわれて安定した形になってくれば、むしろその料率の問題に影響なしに収支の状況が成り立つのではないか、こういうふうな見方をいたしております。

○鈴木力君 それではもう少し伺いたいのですが、医療保険制度の抜本的な改正がいつごろ行なわれてどういうふうになるかという見通しは持っていないのでしょうか。

○政府委員(天城勲君) これは私も詳細に承知いたしません、四十二年度中に行なわれるということも聞いておりますが、このこと以上に私詳しく現在存じておりません。

○鈴木力君 私が聞いていますのは、果報は覆えてみない、医療保険制度というのは私学共済自体がどういふ問題ではありせんから、あるいはまた文部省だけでもやれない問題ですからね、他の問題です。他の問題の状況がよくなるまでは赤字はこのままにしておく、そういうことなのか。ほかの聞きたいのは、現在のようないろい状態の中で、この赤字が出ておいて、最近において赤字解消といいますが、短期給付に力を与えようとしたのは料率の改正ということでしょう。その料率の改正をやつて、なおかつ単年度の赤字が出ているという状態、累積状態は、いま伺いましたようにいろいろ赤字があるわけですね。そうしますと、あとは医療制度の抜本的な改正があるように聞いていますから、運は寝て待て、それまで見ましよう、そういうことでは、ほかが質問している、そして期待する答にはならぬと思うのです。こういう状態のときに私学共済がどういふ努力をすべきなのか、あるいは文部省として文部省の立場からどういふ方策を立てるべきなのか、そのことを伺いしているわけなんです。

○政府委員(天城勲君) ちょっと御質問の趣旨を

十分に把握しておりませんのでお答えが十分でなくて恐縮でございます。短期給付、それから医療給付の問題につきましては、先ほど申しましたような状況で一応見通しをとっておりますが、われわれといたしましては、基本的に共済の事業を円満に運営していくために、やはり学校法人、それから組合員の負担増というものをいたさず、むしろ逆に、進んでこれを軽減するという方策はたえず考えておるわけでございます。

「委員長退席、理事北島教真君着席」  
これは残念ながら実現いたしませんでしたけれども、本年度も短期給付事業に対しまして国庫補助の増額を内部としてはいろいろはかってみたくてございまして、他の共済制度にもまだ実現されていないようないろいろなことから残念ながら実現いたしております。全体の考え方としては、先ほど申し上げたいろいろな関係がございまして、ただ赤字が出れば掛け金率を上げていくというだけじゃなくて、共済の目的から考えまして、必要な部分につきましては国庫補助もいたすべきじゃないか、こう考えておるわけでございます。

○鈴木力君 話の筋はりっぱなんですけれども、もう少しこの点については、具体的に御意見を承りたいのです。国庫補助をやると思つたけれどもできなかった。それから掛け金は上げたけれども、上げたくないという気持ちは非常によくわかるのです。しかし、必要な面については将来も何かしたい。そういう話を聞くとそのとおりなんですけれども、必要だということとはもうはつきりしておるわけですね。先ほど以来私がどういふために組合員の年齢の構成でありますとか、あるいは給与のバランスでありますとか、それから賃金の安い層の分布状態とかをどういふとお伺いしたの、結局、短期にしても、長期にもそういうことが原因にならうと思つたけれども、そういう弱い、弱いということばはあまりよくないですけれども、低賃金の人たちが非常に多い。あるいは男女の差が非常に大きくて、しかも、組合員

の構成からすると女子職員が非常に多い。これは必然的にやはり短期なら短期だけを見ても経営は、たとえば公立共済などとは比べものにならない苦しい条件がここにあるわけだ。そういう条件がありまますから、掛け金をかりに上げるとして、掛け金を上げる金額も多ければならないわけだし、そういう状態であれば掛け金の利率をいきなり上げるということはもちろんできないことになりまますから、一応やはり私は国庫補助をこの面についてふやしてやらなければならぬ、こう思うのです。ところが国庫補助をふやすというところがうまくいかないから、他の条件、つまり先ほど何べんもあつたように、医療制度が抜本的に改善されればというように変えられれば、これはいつまでも赤字経営というものが続いているのですから、今回の提案されている法律には短期給付については全然触れていないように私は読みましたけれども、しかし、近い将来でも、どうしてもこの短期給付についてもこの赤字を解消するような処置というものが、私はやはり文部省としては必要じゃないか、こういうふうに感じていまお伺いしておるわけなんです。

○政府委員(天城勲君) やはり健康保険でございますので、健康保険全体の動きと申しますか、制度の中で、私学も給付事業が行なわれなければならぬという一つの性格を持っておりますと同時に、私学の持つております、いまいろいろ御指摘がありまましたような条件の中で、学校法人及び組合員の負担ということもやはり十分考えなければなりませんので、その両者を考えながら、なお社会保険制度に対する国の立場というものを考えて私たちが従来もきたつもりでおりまして、今後もういふ点につきましては十分考えながら私学共済の全体の運営をはかっていきたい、短期について特にそのことを感じておるわけでございます。

○鈴木力君 極力そういう御方向で努力をお願いしたいのでありますけれども、この点については実はもう少し当事者の苦心といえますか、これをひとつお伺いしたいと思いますが、これは直接文部省

にお伺いしても無理だと思ひますので、これはこの程度にいたしますが、もう一つ短期給付の關係で伺いたいのは、公立共済と比べてはほぼ大同小異なんですけれども、付加給付がない。これは先ほどの御説明にもあつたとおりであります。しかし、そうしますと、いま赤字を掲げていながら、やはり公立並みに持つていくということが当面のねらいでありますから、付加給付を与えるという道も講じなければならぬわけでありまます。その面も先ほどの国で処置をするという一つの中で、やはり考慮からはずさないような方向でいってやらなければならぬじゃないかと考えまます。これは私の意見を申し上げただけなんです、もう一つの短期給付の關係で、休業手当というのがありますね、短期給付の中で、これはたぶん短期給付の中に入つていゝと思ひますが、入つていなければ別の項目で伺へばいいわけでありますけれども、休業給付の中に休業手当というのが入つておるわけですか。これは条件はいろいろあるわけなんです、こういう傾向がないかということをお伺いしたいのです。つまり休業手当というものは個人の事由によつて休業した場合のこれは救済で、その分に見合う手当と、こういうふうに見ればそう見られると思ひますが、普通、公立の場合ですと正当に給与が伴つておる、あるいは伴うべきものを、同じような例にあるものが何らか私立学校の場合には私立学校当局の経営上の立場もあつて、そういう支払い額を共済のほうに肩がわりして、そういう傾向がないかということをお伺いしたいわけ

です。

○政府委員(天城勲君) 休業手当でございますが、これは一定の事由に該当して組合員が欠勤して給与が減額されたときに給付されるわけでございますが、御指摘のように、公務員制度による勤務条件等が統一的にできていないために、いろいろなふぞろいの事象があるのじゃないかという御指摘だろつと思ひるのでございますけれども、私いままでこの組合の問題に關して、特に休業手当に關してそういうことを直接耳にしたことがないものでござい

でございますので、ちよつと的確にお答えいたしかねます。

○鈴木力君 これはちよつと調査をしていただきたいと思ひます。私はこれを問題にするとか何とかという意味で伺つてゐるのではありません。ただ、私もどがどこのだれということは言ひませんが、私も、当然、普通であれば月給をもらつてゐる、公務員の場合は給料をもらつてゐるケースでも、何かこれは休業手当というケースに切りかえられて、そうして共済のほうに支払いがすりかえられてゐるというか、あるいは肩がわりして共済のほうに支払わなければいけないようなかつこうになる、そういう話を、そうたくさん例ではありませんけれども、耳にしていることもあるのです。これは私立学校の経営とか、その他の事情から言ひますと、そういうこともわかるような気がいたしますけれども、一方から言ひますと、いま申し上げたような私学共済を強化していくという立場から、あるいは足りない財源をできるだけ補充していくと、そういう立場からすると、どうも経営者側の支払うべき筋のものが共済に肩がわりされるということとは好ましいことではないわけですから、それで、これはせんざくしてこれをどうこうしますという意味ではなしに、そういう傾向があるとするれば、これは指導面で解決の方向に努力していくべきだ、そういうつもりでお伺ひしてゐるわけ

です。

○政府委員(天城勲君) 御指摘の点はよくわかりまますので調査をいたしたいと思ひますが、ただ、私たちが先ほど申したような、あまり事情を聞いておりませんというところも申し上げなければ、数字の上から見ましても、学校法人が当然負担すべきものを負担しないで組合に肩がわりさせたのじゃないかという御懸念でございませうけれども、金額的に見ますと、この休業手当関係全体から見ますと非常に少ないのでございませう。ですから、なお事情をよく調べてみますけれども、そんなにそういう傾向はないのじゃないかと思ひてお

す。

○鈴木力君 まあ、なければいいが。

その次に長期給付について伺ひたい。いよいよ長期給付が今度の法案でつくりうとしたところなんです、長期給付についても大体公立並みに、そちらの方向を向いてやつてゐるわけでありますし、これは始めてからの歴史もあまり古くはないわけですから、いろいろのことがあろうと思ひますが、この長期給付の支給の方法について、先ほども伺ひましたように、この私立共済の組合員の年齢層を見ますと非常に高齢の人が多い。それからもう一つは、女子が特徴的に多い。しかも、年齢の若い層が非常に多い、女子のですね。そういう年齢構成が一つの特長になつておるわけですから、そうしますと、他の公立共済なんかと比較をしてみますと、傾向的に言へば、この長期給付を受ける年数が高齢者層にとつては非常に薄くなる、そういうことがあるわけだ。それからまた女子職員が多いということは、これはまあ女子なるがゆゑにという理屈はないはずなんですけれども、傾向として、長期給付の年金のもらへる条件を満たす以前に退職という例が非常に出てくるわけですね。そういう傾向が若年女子の人たち、あるいは高齢者層の職員の人たちに非常に不利であるという印象を強く与えておるわけだ。まあ事実あるいは不利になつておるかもしれません。したがつて、私は先ほど以来加入してゐない、適用除外になつておるような学校、あるいは組合を全部加入させるべきだという方向からいひますと、こういう不利な条件を救うということがやはり考慮されなければならぬのじゃないか、こういう感じを持つておるわけだ。そこで具体的に言へば、高齢者層の人たちに在職中にも年金を支給するという方法はないのか。現在それがやられていないと私は承知しておるのですけれども、やられていないとすれば、何かそういうことを検討してみたことがあるのか。それがもしできないと検討をしたとすれば、できない事情がどういふことなのか。それからまたいま言つた女子の待遇とい

い

ますか、女子の取り扱いですね、そういう面についても同様な御検討があるのかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(天城勲君) 御指摘のとおり私学共済におきまして女子の占める比率が非常に高い。お

そらく五〇%を上回っております。また、高年齢者も先ほど申し上げましたように六十五歳以上の方が五・八%という形で、他の共済よりも高い。この点が特色だと思えます。特に在職期間が短くて年金受給資格を取るに至らないという方の問題、それからいつまでも在職しておられる方に年金を受ける期間がなくなってしまうという問題、これらにつきましては、私ども私学共済の一つの特質と申しますか、問題点であるということに従来からも考えてきております。昨年だっ

たと思いますが、厚年におきまして高年齢者の在職支給制度が設けられた事情がございまして、私どもその点を十分検討してきたわけでございすけれども、まあ厚年の御質問にもお答え申し上げますけれども、この私学共済の給付水準を国共済と差のないようにしようということとを当面の目標にしていろいろ努力してまいりまして、おかげで逐次その方向に近づいてきておるわけでございまして、それを当面の課題にいたしてきております。いろいろな特色のある点を改善しなければいかぬと思っておりますけれども、基本的にそれを第一義的に考えたいと思つてきたのが、従来、直接手を触れなかつた一つでございまして、同時に、やはり共済制度全般のバランスという点、いかにも他力本願に聞こえますが、やはり制度としては共済制度としてのあり方も考えなければなりませんので、私学共済だけが非常に特殊なこともなかなかないという事情がございまして。私学教職員勤務状況とか、それから給与水準その他の点を十分検討しながらいきたい。特にいろいろな措置をいたしますと、財源負担という問題がどうりしても最後に出てまいりますので、これも先ほど申しておりますように、組合員や学校法人の負担過重にならないようにということを留意しながら検討しておるわけでございまして、今回までまだその成案を得なかつたような実情でござい

すが、われわれの今後の課題として将来とも検討を続けていきたい、こう考えておるわけでございす。

○鈴木力君 先ほど人数で伺いましたように、六十五歳以上というのが五・八%、七千四百六十六人という実在員なんです。そうすると、他の共済とのバランスということを局長はおっしゃいますけれども、公務員の場合は六十五歳以上というのはおそろくあるのがちよつとふしぎみたいな状態だと思ふのです。そうすると、公務員関係の国共済にそれがないからバランスがとれないから、こちらは入れるわけにはいかないという理屈はよくは成り立たないと思ふのです。逆に厚生年金のほうには在職中でも年限の条件が満たされるこれは長期給付のあれがあるのです。年金が支給になつておるでしょう。そうしますと、むしろバランスというほうから言つたら、そういう高年齢者層に対してはやはり年金を在職中にも支給するのがほんとうじゃないかという感じがいたします。特にまたこの私学関係の高年齢者の方々は、これは統計は私は持つておりませんが、これは比較的給与も大学あたりではずつと高い人が多しうだが、逆に、専任ではあるけれども、何かこう身分を切りかえたりして給与が安くなつておる人も相当にいらつたという話も聞いておるのです。そういうことも考慮いたしますと、これはやはりどうしても処置すべきことではないか、こういうふうにも考えるのです。問題は財源だと思ふのですが、これはまああとでも少し詳しく伺いたるところなのですけれども、端的に申し上げますと、この法案に、前にもこれは衆議院ですか、四十八国会会場のときの附帯決議の中に千分の二十にすべきだ、こういう附帯決議がついておる。ところが聞いてみますと、これはまあ聞いただけの話なので、千分の二十になれば、いまの高年齢層に対する年金も可能になる、そういう計算があるという話も聞いておるわけです。だから、今度の

の法案の提案されるまでのいきさつ等については、あとの機会にもう少し詳しく伺いたいたいですけれども、そういう問題も関連があらうと思ひますから、やはり今回の法案には間に合なかつたにしても、一つの問題点としてはチェックしていただいて、今後前進させる資料として、これはぜひ前進しなければならぬ課題としておいていただきたいと思います。

いまは意見でございまして、一方向的にしゃべりつぱなしなのですけれども、それでも一つ伺いたいたいののは、同じこの年金のうち、またいまのように高年齢層の人たちが非常に多くなつておるために、たとえばこの人が死んだ場合には遺族年金に振りかわるわけなのですが、その場合の遺族年金がなくなつておる例がたいぶある。これはもちろん私学だけの問題ではなくて、公立共済にもあるように聞いておる。つまり遺族年金をもらつた資格が民法とはだいぶ範囲が違ふのです。その組合員の給与によつて生活する者という条件がついておつて、範囲が非常に狭くなつておる。ところが、私学の場合には高年齢者層が非常に大きくなつて、たとえば子という段階は、もう六十五歳をこえておるとほとんど独立の生計を営んでおるか、六十五歳をこえれば妻がいないといふ切れませんが、配偶者がなくなつた場合も多くなる。そういう形で遺族年金の受給資格者がなくなるという問題、これも組合員側から言へば相当不安な問題だといふことが提起をされておる。したがつて、これは先ほど申し上げましたように、公立共済のほうにも、あるいは国会公済のほうにも同じ条件に受給者の資格が決定をされておると思ひますが、こういう問題については検討をしたことがあるのですか。

○政府委員(天城勲君) 先生御指摘のように、遺族という範囲ですけれども、確かに民法上一般に言つて遺族ないしは相続人と共済制度上の範囲は異なつております。特に共済新法改正以降、この遺族年金の遺族の意味が、組合員が生計を維持していた者、いる者という考え方に立つており

まして、一種の社会保障制度的な考え方から遺族年金の遺族という範囲を考へておりました、民法上の親族としての相続人ないしは遺族という考え方とちよつと違つております。これは制度の上から出ておる点でやむを得ないのじゃないかと思つております。ただ、旧法時代と新法時代と若干その内容が異なつてきておりました、新法に至りまして組合員が生計を維持していた者ということで、かなり社会保障制度的な考え方を厳格にいたしてきておるために、従前よりも範囲が狭まつてきておることは事実でございまして、これは私学共済一つだけの問題ではございせん、共済制度全体の問題でございまして、御指摘のように、私学共済には先ほど申し上げましたように高年齢層の方が非常に多数おられるという実態をわれわれも十分考へておりますので、御指摘の点を十分考へて、今後、私学共済の改善すべき幾多の課題のうちの一つとして私どもも十分検討したい、こう考えております。

○鈴木力君 いまの社会保障制度という立場から受給者の範囲を狭めた、そういう形になつておるわけですが、実はこの年金制度ができたとき、これは公立の場合なんです、恩給法から年金法に変わつたときに、いろいろと財源や負担率や、それらで議論をしたことがあるはずなんです。その年金制度に変わるといふときに、ある面から言つて、保険係数というものが基礎になつて掛け金率や何か全部出したわけですね。決して社会保障が基礎になつたものではなかつたのです。そういう形で、ある面では社会保障的に考へていき、ある面では基礎になるものが保険係数でもって考へておるというところに掛け捨てになつたという不満が出てきたり、あるいは事実上は掛け捨てだといふような、そういうこぼされておる層が出てきておるわけですね。そういう面の御検討をお願いしたいということを重ねてこれは申し上げておきたいと思ひます。

それで、時間の都合もありますので、実はもう少し運用面について伺いたいたいですけれども、一

応切りました、衆議院の修正をされました要点についてこれから若干お伺いしたいと思います。

主として改正点のうちのお伺いしたいのは、三十五条の二項の点です。「第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。」その「次の一項」なんですが、「国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができ、このうちふり修正をなすことができる。」というわけですが、これを私がちょっと読んでみてもどうもよくわからないので、修正の御意図を伺いたしたいと思います。まず、「前項に規定するもののほか」とありますから、前項のほうはおそらく長期のほうを意味しているわけでありまね。それで国の補助額が百分の十五が百分の十六になった。それ以外に、「財源調整のため必要があるときは」とありますけれども、この「財源調整」というのは何を指すのか、どういうことを具体的に言っているのかということが一つであります。それから「財源調整のため必要があるときは」ということ、「必要があるときは」とつけられたこの御意図をひとつ伺いたいと思います。

○衆議院議員(谷川和穂君) この修正によりまして、大きく考えて三つの点と考へております。まず第一点は、長期給付に關する給付内容の改善、それから二点が短期給付に關する改善、それからその他と、この三つがあるように思ふのでございませう。短期給付の場合には、たとえば医療費、あるいは法改正その他による給付内容の改善、こういうふうなものがあるにございませう、短期給付事業の収支が極端に悪化するに考へられるかも知れない。あるいは長期給付の問題につきましても、主として整理財源の問題になるかと思ひますが、ベースアップ等によつてそれに要する費用をすべて掛け金収入においてのみカバーをするということになれば、著しく組合員の負担の過重になることもあり得るのではなからうかと、そ

ういふことを考へ合わせて、第一項の規定に基つて国庫補助金以外であつても、組合の事業について財源調整の必要が生じた場合には、これを国が一部補助することができると、こういうふうにするべきである、この考へであります。

それから、さらにいま御指摘がございませうでしたが、この「予算の範囲内において」という問題にからんでまいりますけれども、これは逆に、予算措置のみによつて、国がそれに要する費用の一部を補助できるんだと、こういうふうには衆議院の側としては了解をいたしておることをつけ加へさせていただきますと思ひます。この二項の規定は、したがうして、特別のケースを考へておるわけではございませうが、そもそもこの私学共済の趣旨が私学振興に資するといふ社会保障の制度を確立するといふばかりでなく、私学振興に資するといふ組合設立の趣旨からしても、ただいま申し上げましたような事態が起こつたときに、組合設立の趣旨からして、妥當を欠くような場合が起こつてはならないと、こういう考へから特にこの二項の項目を入れる必要がある、かように衆議院の委員会におきましては考へた次第でございませう。

○鈴木力君 そういたしますと、この財源調整というものは、財源ということばと調整ということばが二つ入つてゐるわけなんです、その財源というこゝばをどう解釈してもよろしいわけですか。いまの御説明によりまして、整理資源が一つです。

○理事北島教真君退席、委員長着席  
それからもう一つは短期給付、つまり、あるいは福祉も入るかも知れませんが、長期以外のこの私立共済の事業の財源、そういうふうな解釈してよろしいですか。

○衆議院議員(谷川和穂君) この修正案は、先般御説明を申し上げましたように、三派共同の修正案でございませうが、その三派の間で話し合ひをいたしましたときには、私の記憶が間違ひなければ、この第二項はすなほに読めば、ただいま御指

摘のとおり組合事業をそのまゝすべて含むといふふうな理解をいたしております。

○鈴木力君 ちょっと具体的に、私学共済がこの二項が生きて將來非常に助かつたといふことをはつきりするためにお伺いをもう少ししたいのですが、すべてを含むといふことになりまして、財源調整、その調整といふことばがもう少しすなほに、財源の規定するもののほか、この私立共済事業を行なうために財源が不足する場合に、足りない場合にはどういふふうにいけば、もう少しわかるのですけれども、財源の調整といふことになりまして、何かまだあるような気がするわけですが、それから「必要があるときは」と、どうせ予算の範囲内においてという先ほどお伺ひしたような意味がついてゐるわけですから、そうしますと、この「必要があるときは」といふのを特につけ加へるという意味はどうかといふことなんです、その辺を少し詳しく伺ひたい。

○衆議院議員(谷川和穂君) まずそのあとの「必要があるときは」のほうから御説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、私学共済組合の設立の趣旨は、もちろん社会保障制度の中には、この私学の先生方を保護していききたい、この点が一点あると思ひます。しかし、さらに積極的な意味合ひを持つてゐる私学振興といふ性格もあるものだ、こういうふうな思ひわけでございませう。この私学振興の問題点から取り上げて考へた場合には、先ほど申し上げましたように、たとえば短期給付事業の場合には、端的に医療費が動いただけで、これはもうこの事業に大きな変化が出てくるわけにございませう、長期給付の場合には、財源の問題はベースアップその他が動けば動くわけでございませう。それをこゝとく組合員の負担にまかせていいかどうか。したがうて、それは言い切れない問題があるだらうといふことから、私学振興といふ大きな柱から見れば、組合の事業がはなはだしく困難におちいるような、つまりそういうような私学振興に資するといふ組合設立の趣旨からして、妥當を欠くよ

うな事態が起こつた場合には、これは必要である場合、その場合には三十五条の第一項にかかわらずこの二項で予算措置ができる、こういうふうな理解をいたしております。

それから最初の御質問で、財源調整の点でございませうが、この問題に關しましては、実は今回のこの修正案は、衆議院におきましては、農林水産委員会においてもやはり同じ趣旨が共済制度の論議の中で起こつておりますが、修正案が出てくるまで文教委員会では審議することを控へておりました。農林水産委員会から出てまいりました修正案の中には、用語をいたしましては、この用語と同じものが出てくるわけにございませう。われわれ文教委員会の側からいたしまして、農林水産委員会においての論議と文教委員会においての論議は、たとえば整理資源その他が必ずしも同じような条件のもとにあるとは思つておりませんが、しかしながら、農林水産委員会において、まずこの修正が三派の間で決定をいたしました。その趣旨並びに精神を尊重いたしまして、文教委員会でも同じ用語を使つておるわけにございませう。そのように御了解をいただきたいと思ひます。

○鈴木力君 どうもよくいふで恐縮ですけれども、もう一ぺんだけ聞かしてくだされう。そうしますと、まあ農林年金との関係でということばかりでした。大体この整理資源とそれから短期給付、その他福祉事業、その他の事業運営をしていく場合に、「必要があるときは」、予算の範囲内において、費用の一部を補助することができると、このういふふうな解釈してよろしいですか。

○衆議院議員(谷川和穂君) ただいまの御質問に對しましては、私は的確にお答えする資格を持つておるものでございませうが、私も少なからずとも論議をしてゐる間に理解をいたしました「必要があるときは」と申し上げましたように、私学共済の組合設立の趣旨において、著しく妥當性を欠くような場合が起こつた場合には、これは何かの修正をしなければならぬ必要があるときだ、こういうふう

に理解をいたしております。

○鈴木力君 ちよつと文部省に伺いますが、この衆議院で修正した点だけに限ってお伺いいたしますと、いま御説明を伺いましたように、私学共済が著しくその目的を達成するに困る状態になった場合、これが「必要があるときは」ということになりまして、どうもこの範囲が狭くなるような気がします。文部省は、これは議院が修正したので、文部省の意図はと聞くと、これはおかしいのですけれども、この修正をどう解釈をなさっているのか、ちよつと伺いたしたいと思います。

○政府委員(天城勲君) これは衆議院の院の修正でございますので、修正者の意図が中心であると思ひますが、私たちの了解いたしますところでは、御返事したいと思ひますが、第一項で補助率が十六というところが出ておまして、その二項としていまの問題が出ておまして、両方とも国の財源補助の規定でございます。そうしますと、両方合せて考えてみるわけでございますが、第一項のほうは、十六というところを明定いたしております以上は、社会保障制度に対する国の責任と申します。それを明定しているのだというふうに了解いたしておるわけでございます。それと、この関連で後段を見てまいりますと、その責任、十六と明定した責任以外には必要があるときというふうになるのじゃないかと思つております。十六というもののきめ方でございますが、一応、私学共済に対して国の補助の責任の限界として、十六が現在妥当であるという明定であります。それ以外には必要なきことになりまして、やはり組合の本旨に照らしてということになります。そうなりますと、社会保障制度であると同時に私学振興という二つの性格を持つておりますから、具体的に申し上げると、いろいろな、先ほど谷川先生もお触れになっておりました医療費の急激な上昇とか、あるいはそれに伴つて給付の収支が悪化した場合とか、そういうようなことを考えますと、結局たてまえでいくと、組合の給付で解決する、法人ないしは組合員の負担率の増高という形になつてくる、それが非常に過重になつてまいりますれば、やはり私学振興、あるいは組合設置の趣旨から受当を欠くと谷川先生のおっしゃった点に当たるのじゃないか、そういうような点を予想して言つておられるのじゃないか、こういうふうにご了解しております。

それから、「財源調整」の「調整」という文字につきましては、端的に財源といわないで「調整」ということばがついておるといふ点でございますが、これもやはり組合の負担ということが組合の経理においては原則としてあるわけでございます。その限の限界あるいは過重になるというふうな判断の上から、全体の財源を調整するといふ観点からという意味ではないか、ただ足りないからと云々という意味ではなくて、そこに「調整」という文字が入つたのじゃないかと私は理解しておるわけでございます。

○鈴木力君 谷川先生に、くどくど恐縮ですが、もう一つだけ伺ひますが、具体的に、この修正の意図は短期も含んでいられると解釈してよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(谷川和穂君) 私どもはさうに解釈をいたしております。

○鈴木力君 それでは、時間がだいぶ私にきよう予定されましたのを過ぎましたので、このあと共済全体の運用なり、それから経営なり、あるいはまた、その間に文部省と共済自体との関係なりをお伺いしようと思ひますが、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○委員長(二木謙吉君) ほかに御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(二木謙吉君) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○内藤三郎君 高尾山先生、きようは時間がございますので、きようの私の質問はこれで終わつておきます。あと、この次の機会に質問したいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 昭和四十年において、若干推定数が入つておりますけれども、十五歳から十七歳までのいわゆる後期中等教育に該当する期間をその年齢に限つて見ますと、総数いたしまして七百十三万四千九百、総数でございますが、そのうちの六三・八％が全日制高校でございます。五・八％が定時制高校、それからその他経営伝習農場、あるいは事業内訓練等はいずれも、一とか、二とか、少ない数字でございます。そして、その他のもので多いのが各種学校でございます。これは五・五％になっております。それから青年学級が一・一％でございます。通信制高等学校が一・四％、最後に何らかの意味の教育訓練を受けていないものが二・二％という分布図に相なりかと思ひます。これはしかし若干の推定が入つておることを御了承願ひたいと思ひます。

○内藤三郎君 定時制通信教育の後期中等教育における位置でございますが、この中で、最近、定時制通信教育の伸びが私悪く思ひます。五カ年間の統計でもありましたらお示しいただきたいのでございます。

○政府委員(齋藤正君) 定時制の昼夜間、あるいは昼夜間両方やつておるものを合わせた数字で申し上げますと、四十年が五十一万二千強、それから三十九年度が四十七万九千強、それから三十八年度が四十五万九千、三十七年度が四十四万七千、三十六年度が四十六万四千、端数をいづれも省略いたします。これは比率としては減少しておりますけれども、御承知のように三十八年度からはいわゆるベビーブームの時代でございますので、絶対数はさうなことになると思ひます。

それから通信制につきましましては、これは四十年が十二万三千強でございます。三十九年度が十萬八千、三十八年度が九萬五千、三十七年度が七萬九千、三十六年度が七萬二千でございます。これは絶対数におきましても、また傾向といつたしましても非常に最近通信制の教育というものが振興してまいりまして、三十一年度の指数を

一〇〇〇といいたすならば、十年後の四十年度は二五〇という指数に相なっておりまから、これはかなり伸びておるということでございます。

○内藤三郎君 いまお示しいたいた定時制の生徒数の中で夜間と昼間があると思ひますので、その内訳がおわかりでしたらお教えいただきたいのですが。

○政府委員(齋藤正君) 四十年度の数字で申し上げますと、昼間が公、私立を合わせまして九万八千四百十人、それから夜間が、これも公、私立を合わせまして四十万六千四百三十四人、それから昼夜間生が七千四百三十一人でございます。合計いたしました、先ほども申しましたように五十一万二千二百余人、こういうふうになっております。

○内藤三郎君 いまお示しになった数字を拝見いたしますと、大体この定時制の教育は数においは若干の伸びがございませうけれども、これはいまお話しのとおり高校急増の期間でございまして、むしろ比率としては減少しておるという状況でございますので、この定時制がむしろ減つてきたというふうなことは、何か私は一つ根本的な原因があると思ひますが、秋山委員はこれをどういうふうに把握していらつしやいますか。

○秋山長造君 それはいろいろな事情があると思ひますけれども、やはり根本の事情としては、国全体としてこの勤労青少年教育というものに対する理解あるいは認識というものが、まあ口では一応いわれるけれども実質的にまだ不十分ではないかというところが根本としてあると思ひます。したがって、その根本の認識が不十分だといふことから具体的なものとして出てくるのは、どうも全日制の高等学校に対して定時制の高等学校というものの評価が自他ともにかなり低い。したがって、それに対して従事する者、さらにまたそこに学ぶ者いづれも、どういふか、熱意というか、自尊心というか、そういうものに少し不十分な点がある。それからもう一つは、いまのやっぱ数字をもつてみても端的におわかりのように、夜間の高等学校生というものが圧倒的に多い

わけですね。したがって、夜間に行つてゐる者といふのは昼間大部分がどこかにつとめてゐるわけですね。そうしますと、やっぱり今日のこの経済事情、求人難なり人手不足というふうなことも関連をして、どうも昼さんさん働いて夜また勉強に行くといふことにいろんな障害が起つてくる。そういうことから長続きしないというふうな事情があるのではなからうかというふうに思つております。その他いろいろあるでしょうけれども、大体このおもったところ何点か申し上げると、そういうことだと思ひます。

○内藤三郎君 私、一つはこういうふうにも考へるのですが、端的に言ひますと、就職のときに全日制と定時制を差別しておりますので、たとえ定時制に入つた者は大企業では試験さへも受けさせないといふようなことで定時制に対する魅力がないと思ひます。これはいま秋山委員お話しのとおり理解が足りないせいもあるかと思ひますが、私はもう少しこの面、文部大臣が積極的にひとつ就職の面で差別のないように御指導していただきたいと思ひますが、何か具体的におやりになつておる点ありますか。

○國務大臣(中村梅吉君) まことにござつてもございませう。私もいろいろな企業者関係の集會等で、そういう趣旨を実は要望をいたしておる。あるいは次第でございませうが、私、就任より前に、あるいは文部省として何か方法をとつておるかどうか、その点は詳しく存じませう。

○内藤三郎君 私はせめて試験ぐらいは平等に受けさせていふのじやないかと思ひます。ところが大企業あたり見えておると、定時制なるがゆゑに門前払いをしておるといふのは、私はあまり酷ではなからうかと思ひますので、今後この点は文部大臣におかれまして積極的に御指導願ひたいと思ひます。

それからこれは秋山委員にお尋ねしたいのですが、雇用主の無理解という点もございませうけれども、定時制に行けないのは、私思ひますのに、むしろ大企業よりは中小企業のほうが多いのじやないかと思ひます。

いかと思ひますが、最近なかなか人手不足のために、できるだけ定時制に通わせるとか、あるいは通信教育にやるといふようなことで実は採用しておる面も相当出ておると思ひますが、一番困つておる中小企業にこういう義務を課して、はたして実現可能なものでしょうか、この点どういふふうにお考えですか。

○秋山長造君 これは最初提案をしたときから今度で三回目ですが、そのつど、そういうことがいふ問題になるのですが、だけれども、外国の例なんか見ますと、こういう義務を課する反面、何か特別融資とか、何かそういうことを考へておるというふうな国もあるように思ひます。日本もできればそこまで徹底してやつてもらいたいと思ひますので、この程度のいわば訓示的な規定ですけれども、現行法には国なり、それから地方公共団体なりの義務だけをうたつておられますけれども、一番肝心の、特に夜間の高校生なんかの場合、学校のほうの受け入れ態勢のほうも大事ですけれども、送り出すほうの態勢が、雇い主に気がねをせたり何かして、どうも思ひやうなスムーズに学校に行けないといふような事情があることは事実です。

ただ、中小企業者のほうには、いろいろその一方的なことばかりいわれて困るという面もあるでしようけれども、ただ、教育面から見ると、中小企業であらうと大企業であらうと、使用者の理解、協力、応援というものがぜひ必要で、せめてその程度のことには国なり公共団体の任務と並んで、ひとつ一本入れておきたいと、こういう気持ちのあらわれでございませう。

○内藤三郎君 たいへんござつともだと思ひますけれども、私はできれば雇用主が、たとえ一人やつた場合、所得税から、あるいは法人税から損金に算入して差し引くとか、何かもう少し奨励的な方法を講じられたほうがいいのではないかと、いふふうにお考えですが、秋山委員はどういふふうにお考えですか。

○秋山長造君 それはもうぜひそこまでやりたいことは、これはもう当然のことですけれども、ただ、税金の面ということになる、また税法のほうまで手を伸ばして並行的に改正をしていかなければならない。これはなかなか技術的に私のいまの力ですぐ間に合うことではないから、とりあえず教育面だけのことを出して、そして税金面のことは、こういうことは大体文部省自身がおやりにすることですが、おやりにならぬからこつちがお手伝いしているのですから、せめて税金ぐらゐの裏づけは大臣のほうでひとつ考へていただきたいと思ひますので、大臣のほうの御意向もひとつこの際伺つておいていただきたいと思ひます。

○内藤三郎君 文部大臣、いまの問題いかがですか。

○政府委員(齋藤正君) 勤労青少年が働きつつ学ぶための就学奨励といふことにつきましては、御承知のように、今回、中間答申を出されました中教育におきましても、一つの課題として述べられておりましたのでございまして、その審議の際に、いまおっしゃつたように、これは中小企業等に一方的に経済的負担をかけるということでもまた実情に合わない。それから、これは就学奨励といふことを考へる具体策としては、その企業に対して何らかの措置をとるといふのも一つだろし、あるいは直接今度は無給休暇といふことで、これは本人に就学奨励の道を与えるということも検討したかどうかといふことが一つの課題となつてゐるわけでございます。

○内藤三郎君 その問題はひとつ今後よろしくお願いいたします。

第二番目に、この法案によりますと、実習助手手当をもらつてないのがございませうが、この手当をもらつてない人はどういふ範囲か、範囲とその人員、今後これに手当を出すすれば、予算的にどのくらい経費がかかるか、秋山委員おわかりでしたら。

○秋山長造君 実習助手が現在、これは三十九年の基本調査ですが、千百十五人いるわけですが。

千百十五人の中で、御承知のように、政令で、定時制通信教育手当の対象となる実習助手の制限を設けておりますが、高校卒業については三年間の実績とか、中学校卒業については六年間の実績という制限を設けておりますが、結局もらっているのはその千百十五人のうち半数で、五百五十七人という計算でやっているわけです。それで、本俸を、去年の、四十年八月の人事院勧告によるベースアップを含めた平均の金額を出しますと、二十九万七千八百五十二円になるわけですが、それを七割の、国庫補助が三分の一で、五百五十七人ですから、それで計算いたしますと四百五十六万四千少々ぐらいになるわけです。

○内藤三郎君 実習助手に対して制限を設けた一つの理由として、高等学校の場合に、実習助手なのか事務職員なのか判別つかないような層がございますので、おそらくそういう意味から制限を設けたと思います。一面お話のように、不合理な点もあるわけですが、この改正案によりまして、今度は事務職員とは差別しないで、事務職員にも手当を出す、こういう趣旨でございますが、産振手当ての場合に、事務職員にも出すとすれば、どれだけの数と、それから予算、この点おわかりでしたらお知らせいただきたいと思ひます。

○秋山長造君 これも、さっきの三十九年の学校基本調査を資料にしているのですが、事務職員が全部で千九百七十一人、それから事務職員以外のその他の職員が千七百九十七人、両方合せて三千七百六十八人、その事務職員と事務職員以外の職員とは多少俸給の額が違いますが、その額をそれぞれに百分の七を掛け、さらにその三分の一が国庫補助ですから、その三分の一を掛け、さらに、人数としましては、この三千七百六十八人は昼間のそれから夜間のと両方ですから、そのうち生徒比率からしますと、昼間と夜間と大体一対四になつておりますから、だから夜間をやはり同じような比率ではじき出しますと、大体三千七百六十八人の五分の四ということになります。その数字ですと乗じますと、二千四百五十万円という数字が出る。だから夜間の事務職員その他の職員に七割の手当をつけるということになると、二千四百五十万円という、たいした額ではないのであります。

○内藤三郎君 いまのお話伺ひまして、昼間の事務職員にもこれは適用になると思うのですが、そうなりますと、他の公立学校あるいは国立の昼間の事務職員との均衡はどういうふうにお考えになつておりますか。

○秋山長造君 いや、これはそうじゃない。事務職員は夜間だけ。それは昼間までつきたいところですが、そう広げては自民党さんのほうで、のんでいただくかどうかわからぬので、第一段として夜間だけに遠慮をしてみたいわけですが、これは夜間だけの問題ですが、夜間には、このほかにそれじゃまた五千円の夜間手当が出るわけですか。

○秋山長造君 そのとおりなんです。これは夜間の事務職員にはいままでつかなかった定通手当をつつけ、さらにその上五千円一筆につけるわけですから、相当大幅につくことになるので、すけれども、これはたまたまそういうことになったので、本来から、順序からいいますと、夜間の事務職員との七割の手当というのとは早く一般職員の定通手当をつけるのとにやはりつけておくべきだったのです。それがいままで不幸にしてついていなかったものだから、たまたまここで夜間の事務職員についてだけダブるような形になるのですけれども、その点は、そういう順序が、本来はいま申し上げたような順序になつておるべきであつたのになつてなかつたために、こういうことになつたまなつてくるわけなんです、そういう事情があるというところもひとつ御了解願ひたい。

○内藤三郎君 わかりました。そこで、月額五千円の手当の五千円の理論的根拠はどういうことなんです。

○秋山長造君 精密な科学的理論的な根拠はありません。ありませんが、ただ、提案理由にも書いておられますように、夜間の職員というのは、大

体、昼間に比べて、本人にとつても家族にとつても、肉体的にも精神的にも苦勞が非常に大きいというところ、それから帰宅が毎晩おそいし、食事もうどうでも四回食べるようなことに事実上なるわけですね。だから、今日の食費だとか、いろいろそういうことを勘案して、そういう月五千円ぐらいいいところじゃないかという計算から出ているので、これに対する科学的な精密な根拠というものは別に申し上げるようなことはないわけですが。

○内藤三郎君 実はこの定通手当でございますが、本来は、いまお話しのように、夜間でたいへんやつかいなおつとめでございますので、七割の手当がついたと私は記憶しておるのですが、本来、この昼間のことはそのときにあまり問題はされずに通つてしまつたので、定通手当そのものが夜間を中心だつたわけなんです。そういういたしますと、実は夜間手当が足りないから手当の事をふやすというなら私は一つの考えかと思ひつたけれども、その上にまた五千円というこぶをつけるのは一休いかかたものでしょうか。

○秋山長造君 これは、定通手当というのは読んで字のごとく、夜間だけでなしに、昼間、夜間を通じての定時制通信手当として一般的につけるといふ性格を持つておるのです。元来、それから夜間の五千円というのは、これは昼間とは全然別個の理由で、夜間の教職員並びに事務職員につけるといふことですから、昼間の職員にも適用してある七割というのを率を上げるということとは多少問題が違ふように思ひますので、あえてこういう形を考えたわけなんです。

○内藤三郎君 私、夜間のほうは賛成なんですけれども、実は昼間の場合、他の職にも同じようなことがあるわけなので、あまり昼間のほうを優遇しますと、ほかのほうに波及するわけなので、そうすると、この点、私どうかと思ひます。それから一律五千円という点は、これは一休いいんでしょいか。それとも率のほうでやつたほうがいいのか、秋山委員どういふふうにお考えですか。

○秋山長造君 いや、昼間は他の職にもとおつしやるけれども、だからこれは昼間につけるわけじゃない。昼間の教職員に七割の手当がつくというところは、これは前から現行法でまづつておるのですから、それで、いま言っているのは、夜間のことだけ言つておる。それで、夜間のことだけいま言つておる。

○内藤三郎君 事務職員が入つておるわけですが。

○秋山長造君 事務職員は夜間の事務職員、昼間のは言つていない。昼間の事務職員はつかぬのですよ。夜間のことだけ言つておる。だから、夜間の事務職員についてだけは、昼間と違つて教職員と同じような七割の手当をつけるということ、まあそれで一応あるべきところまで来たわけですが、その上に、さらに今度は夜間だけに教職員とそれから事務職員とに通じて、含めて五千円の手当をさらに夜間手当としてプラスしよう、こういう考え方です。だから、昼間の事務職員にはつけるわけじゃないのです。それは現行法でもつかぬことになつておるし、今度の改正案でもつかぬことになつておる。それはつけるに越したことはないのです。つけぬでもいいと私は思つたわけではないけれども、しかし、そうそう幾らでも広げていくというところは、実際問題として限度があることですから、いまおつしやるとおり、昼間のほうにはつけることにして、夜間だけつける。

○内藤三郎君 そこで、それならば、いまお話を承りまして、夜間の場合には、一食よけい食事をしなければならぬというふうな事情もあるというところから、この場合には、五千円というものを一律にやるほうがいいのか、あるいは夜間の場合には定通手当の七割の率をまあ一五割にするとか、別の方法も私あつちかと思ひます。これは一律五千円にしなければならぬ理由は特別ありません。これは率を上げるということも一つの方法ですが、まあ私としては、率は七割とい

うことは昼も夜も通じて定時制通信教育に携わる

たいと思います。

にのぼると思いますが、これはこの案によります

のお尋ねのときに、私ちよつとそれに関連をしま

すべての教職員、それからさらに今度の改正で夜間の事務職員というものにつけるということに一応したわけですからね。普遍的なものですよ、この定時制通信教育というものについてのね。それ

○政府委員(齋藤正君) 手当というものの制度で定率とするか定額とするかという考え方の問題でございしますが、私もすべてについては存じませんが、定額というのは日宿手当のようなや実費弁

と、四十一年四月一日からの施行になっておりますが、すでに予算は成立しておりますし、予算をどういふふうにお考えなんですか、その予算の額とその処理の方法について。

して、養護学校の問題について、一言、初中局長にお尋ねをしたんですが、その続きでこの際もうちょっと確かめておきたいと思っておりますので、ごく簡単に御質問いたします。

から、それとはまた別個なたてまえで、その中でも夜間には、また定時制通信教育の中でも夜間という特別な事情があるために、その夜間の特別な事情ということにかんがみて、さらにその上

償的な性格のものであって、職務自体にからむものにつきましては、職務給与的なものは何か俸給にスライドするということのようなものが多いように承知しております。全部は存じませんが。

○秋山長造君 これは四月一日じゃない、提案したときがもう四月になってからですから。だから五月一日ということで提案をしたのですが、その五月一日も済んだわけですから、いずれこれを通

そのときに保留になっておった御答弁で、養護学校の教材費の単価が盲学校や聾学校と比べて非常に低いのはなぜかということを御質問したのに對して、後刻調べてから答弁するというお話だっ

に別な手当を上積みをしていこうと、こういう考え方で五千元という金額を出したわけです。その一律に五千元出すのが適当かどうかということになると、あるいは教職員と事務職員、あるいは

○内藤善三郎君　時間がございませんのでもう質問を終わりますが、いま秋山委員、定時制通信教育の手当はわかるのですけれども、夜間手当を出すことになると、他の、たとえば大学の夜間

していただくときには施行日をまた修正をして通していただくかなければならぬ。いずれにしても五億円足らずなものです。政府には六百何十億円という予備費をお持ちのようですし、それから、そ

たんですが、それがわかりでししたら。  
○政府委員（齋藤正君） いま御質問のありました  
盲聾、養護学校の教材費の負担の単価について申  
し上げますと、盲学校につきましては四十一年度

は実習助手、さらに小使さんなんかの用務員、あるいはその他の職員、こういう人たちで、じゃあ差別をすることになってきますからね。大体本俸に相当差別があるわけですから

部、そういうものとの均衡はどういうふうにお考えですか。

○秋山長造君　そこまで精密に均衡を考えたわけじゃありませんけれども、しかし、この定時制教

れでどうしても五億円の金が出せぬということなら、秋にはまた補正予算もお組みになる機会があります。ぜひ、いずれにしても五億円足らずの金です。それでいまの沈滞している後期中等教育に

三千九百九十円、養護学校につきましては三千六百三十円、養護学校につきましては肢体不自由児の關係が二千二百四十円、精薄が千四百五十円、非常に格差があつて、これはどういふ理由であるか

ね。だから五千円ぐらいの夜間の特別な手当ぐらい——またそれに五千円とか、四千円とか、三千円とかいう差別を設けなくても、どうせそうしたい金額でもないわけですから、それは同じよう

育、特に定時制夜間教育の重要性、また後期中等教育の重要性ということにかんがみて、まあこれくらいのことはやらなければ足踏み状態のこの定時制教育、特に夜間高等学校の教育というものに

相当気合いが入るということになりますれば、これは決して惜しい金ではないと思つております。いすれにしても私が出すわけじゃありませんから、政府に出していただくかなければならぬので、

という御質問であるわけです。この点につきましては、実は盲聾学校の関係の特有の教材といたしまして、盲人用の実習用具、あるいはいろいろな特殊な黒板でありますとか、あるいは聾学校につ

な苦勞をしているわけですから、ひとつこの際は同じ額のをみんなに平等に支給するということのほうが、ほんとうに夜間高校の教育を發展させていくことのためにプラスになるのじゃ

活を入れることは言うべくしてできぬのじゃないかということを考え、そうして、この際ぜひこの夜間高校だけでもこの程度のこととはひとつ困のほうでもぜひふんばつてもらいたい。これが一つの

文部大臣によくお考えをいただいて、ぜひひとつ予備費が何かからくめんしていただきたい。

○委員長（二木謙吾君） 他に御発言がなければ、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

きましては聴力補聴の器材でありますとか、音声教育用の器材、あるいは感覚訓練の器材というように、わりあいこの盲聾のほうは伝統がございまして、同じ基準というか、教材を想定するに

ないかというように考えたわけではありません。

○内藤善三郎君　よくわかりましたが、実は夜間の場合に実費弁償のようなものはいま出しておるわけですね、お弁当とか何か。そこで、いまお話

足がかりになって、今度は夜間大学なんかのほうもこの定時制高校との均衡上、夜間大学のほうにもこれに準じた手当をつけるべきじゃないか、こうなってきましたから、やはりこれが一つの足がかり

す。

○中村喜四郎君 速記をとめてください。

○委員長(二木謙吾君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

たしましても、かなり積み上げの実績がございますが、養護学校のほうは、盲聾教育に比しますれば、まああとから出ていって非常に進展をしつつあるという状況等がございます、実はこの教材費

のように一律五千円というような給与体系がほかのほうの職種にありますかどうか、他の職種にあればひとつ教えていただきたいと思うのです。

○秋山長造君　その点はまだ広く調べておりま

りになつて他にも押し及ぼされていくということになれば、全般の水準が前進していくのじゃないかというように考えるので、マイナスの面の均衡ばかり考えると消極的になりますから、今度は積

○委員長（二木謙吾君） 教育、文化及び學術に関する調査中、特殊教育に関する件を議題といたし

を算定いたします過去のとくに、当時、養護学校等には比べられるべき治療用の諸教材というものの範囲が、この盲聾学校に比しまして数も少なかつたし、それから、新しい施設、設備というものも

せんけれども、むしろ政府のほうへ聞いていた  
いたほうがいいのじゃないかと思ひます。

○内藤養三郎君　一律五千円という給与体系とい  
うのは、そういうものが私はいまの人事院の給与

極的にプラス面の均衡を考えていったほうがいいのじゃないかというふうに私は思っておるのであります。

○内藤馨三郎君　これで終わりますが、その予算

質疑のおありの方は順次御発言を願います。  
なお、政府側より中村文部大臣、齋藤初中局長  
が出席いたしております。

勘定に入れなかったりというようないま情の実態調査に基づきまして、実は所要の単価を算出したような経緯があるわけでございます。ただ、いま御指摘ございましたように、それではこういうよう

体系の中には非常に少ないのじゃないかと思いますが、こういう例がほかにあるかどうかお聞きし

面、いまお話のように事務職員が新たに入り、あるいは夜間手当等が入りますと、総額で相当な額

○秋山長造君 引き続き今度お尋ねいたしますが、この前、野澤さんの特殊教育の問題について

な差があつていいかということを現時点でもう一度考へてみますならば、私はやはり養護学校の

教材につきましても、教育の充実等、時代の進展に伴いまして、また相当整備しなければならぬものがある、盲聾等の教育の実態に落ちついていかなければならぬ、これは、これは肢体不自由児につきましても、精神につきましても、虚弱教育につきましてもあると思ひますので、この点は私も一度この基準の取り方等につきましても検討いたしまして、この向上をはかつていくように努力いたしたいと、かように考えております。

○秋山長造君 もうおっしゃるとおり、内容については大体同じようなことをやっておりますが、盲聾と養護学校とでこういう大きな隔たりができていくことは、やっぱり伝統的な事情ということがあるんだらうと思ひます。で、盲聾はもうずっと昔からやっております、一つの型のようなものができて、まあ軌道に乗っているわけですね。養護学校のほうはまだほんとうにここ数年の実績しかないわけ、こういう点が、まだ軌道に乗ってないというところから、こういうことになっていくところから、この養護学校、あるいは特殊学校等における教育というものが非常に大きな比重を占めてきておるし、また、社会的な関心も非常に高くなつてきておるわけですから、いつまでもこのままではよろしいということにはならぬと思ひます、ひとつぜひ文部省のほうでも至急に再検討をされて、そして、何も盲聾学校とせり合ふ必要はないんですけれども、盲聾学校の単価ももっと引き上げて充実にしていけばいいわけですね、少なくとも盲聾と同等を並べて、養護学校のほうも、教材費の単価——これはたとえばの話です。一つの例ですけども、単価の引き上げということをして至急に考慮されるべきじゃないかというように考えておりますが、その点についてもう一度文部当局の御意向を確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 比較的おくれております養護学校関係の教育を充実いたしますために、ま

た、教育の方法等の新しいものの導入に伴いまして、所要の器材等を整備する必要がありますので、御指摘の点については検討をし、充実に努力してまいりたいと思ひます。

○秋山長造君 それから、この点もこの前もよくお尋ねしたんですけれども、十分に徹底してお尋ねできなかったのもう一度お尋ねします、いま宙ぶらりんに身分がなつていく機能訓練士の身分のことですね、法律上の位置づけ。これは別に法律改正とか何とかということではなくても、文部省令でやれることじゃないかと思ひますが、この前はいま検討中だということな御答弁だったと思うんですが、もうこれは検討とか何とかでなくて、省令でやれることだし、機能訓練士の身分上の位置づけということは今時やれることじゃないかというように思ひます。この肢体不自由児の教育については、機能訓練士の役割というものは非常に大きいんだらうですね。その方面の人の話を聞くと、非常に大きい役割をしておるようですが、にもかかわらず、免許状がはつきりしていない、身分がはつきりしていないために、調整額の八分というものをもらえない。まあ金じゃ必ずしもありませんけれども、この調整額の八分の手当がもらえないということ、とりもなおさず、機能訓練士の地位が非常に低いということに通ずるわけ、これは、その点で、これを早急に処理される御意向があるかどうか。

○政府委員(齋藤正君) 肢体不自由児関係の学校につきましても、すでに教科の面では、保健体育、それから機能訓練というふうになつてきた特別の教科を設定しておりますので、これに伴いまして、この教科の資格を定めて、そして現在、実習助手あるいは養護教諭という形で機能訓練を実施しておられます方々の地位を、学校教育の中ではつきりさせるという必要はございます。ただ、省令でできます限度は、一つは高等部の関係につきましては現行制度がそうなつておるんでございまして、ですから、その点につきましては私はさつそくで

も担当の局と折衝をいたしまして、現行制度でできるものからすみやかに実施されるように努力してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○秋山長造君 それからもう一点ですが、この前のお話で、養護学校の教職員についての八分の調整額という点に対して、一般学校の特殊学校並みに引き上げたかったが、それができなかった、さらに次の機会にその努力をしたいというふうなお話があったわけですね。これはぜひ次の機会にはおやりになつてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、僻地教育の振興ということ、文部大臣、文部省大いに奮発されて、去年から僻地学校の教職員については、僻地教育手当のほかに三年に一回の特別昇給をすることに踏み切られたわけですね。これはまあ十分だとは言えぬまでも、とにかく現状よりは数歩前進で非常にいいことをやってくださつたと思つておるんですが、まあ僻地教育と比べると、養護学校の場合は、養護学校なんかのような特殊教育に携わつておる教職員についても、やはり似たような趣旨でこういう特別昇給の制度ぐらゐはやはりお考えになるべきじゃないか、なかなか盲聾学校でも養護学校でもみな同じことですが、こういう特殊教育の分野に飛び込んでいくというのは、やはりただ単なる金銭とか何とかいうことではいけないものではない。やはり相当何か使命感でも持つて相当な犠牲を覚悟の上で飛び込んでいくわけだし、また、それでなければ長続きもせぬだらうと思ひますので、何かそういう篤志に報いる意味において、また反面こういう特殊教育にこ入れをする意味においても、僻地教員についておやりになつたと同じような特別昇給の制度ぐらゐお考えになるべきじゃないかと思ひますが、その御意向はありますか。

○政府委員(齋藤正君) 御質問の御趣旨はよくわかりました。ただ給与上の問題についてお答えするまでには相当研究いたさなければならぬこと等もございしますが、よく私としても検討してみたいと存じます。

○秋山長造君 まあこういう問題は、むしろ大臣の政策的な御決断ということのほうにむしろ大事かとも思ひますが、文部大臣の御意向いかがでしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 僻地につきましても、御承知のような特別昇給の道を開いておるわけですが、こういう特殊教育については、そういう方法で使命感に徹するような人が集まつていただくようにするのがいいのか、あるいは職務手当の方法がいいのか、これらの問題は相当研究に値する問題であると思ひますから、今後そういうにらみ合いの上に立つて検討をして改善に努力をしたいと思ひます。

○秋山長造君 それからもう一つ。いまの小中学校なんかについては、ある程度それでも法律の根拠法もできまして、こうやってこうだんだんわづかずつでも前進しておるわけですが、高等学校の設置ということについては、こういう今日のような時代ですから、やはり高等学校まで設置していきたいという要望が非常に強いのではないかとおるのですが、ところが、その高等学校というところになると、義務教育でないために府県が独自でやらなければならぬ状態なんです。で、こういう学校ですから、普通の高等学校の場合よりもだいぶ費用なんかもかかるらしいので、地方財政の苦しいのと両方なかなかやりたくても高等学校までは踏み切れないというふうな状態のようですが、さつきも後期中等教育の問題が出ましたが、やはり今日のように、高等学校といつても事実上義務教育化しているようなときでもありまして、特にこういう特殊教育等、これは特殊な分野ですから、高校の設置なんかについても、何か文部省のほうで小中学校並みに補助をしていくというふうな方法をお考えになれないものだろうかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(齋藤正君) 実はいろいろな振興策の上で、この高等学校段階を考えます場合に、御承知のように就学奨励等につきましては、普通の人

には高等学校段階でやらない、しかし、高等部に  
ついては措置をしていこうというよりなこともいた  
してあります。いま御指摘のありました各県にで  
きるだけ養護学校の分野を積極的に設置してら  
り、どこもくまなくやつてもらおうというつもり  
で、本年度は肢体不自由児の関係をまずやろうと  
いうことで、財源の措置は全県に対して出したよ  
うなわけでございます。まず小中に設置してい  
だいて、順次、高等部のほうに伸ばしていただ  
くというのをいたしたいと思っておりますので、よくそ  
の方向で検討してまいりたいと思っております。

○秋山長造君 最後によつと参考にかつたら  
教えていただきたいと思っておりますが、いまの  
肢体不自由児、精神児、まあいろいろな者をひっ  
くるめて心身障害児、これが一体全国でどのくら  
い実数があるのかということ、これはこの前、野  
溝さんの質問のときに厚生省の課長から、ある  
は厚生大臣でしたか、何か数字が出ておりました  
けれども、どうも私もそれぞれ調査の時期が基  
準が何かで違ひのかどうか、厚生省のおつしやる  
こと、文部省のおつしやること、何かみなそれぞ  
れ数字が違ひな気がするのですよね。まあよ  
ういふ調査のことはいいですから、文部当局としてど  
ういう数字を持っておられるのかということ  
を、ちよつと念のために聞かせておいていただきた  
いと思つております。それで、その総数が幾らとい  
うこと、そのうち養護学校とか、特殊学級、あるいは  
盲聾学校、こういうふうにかるべき教育施設に収容さ  
れているのがどのくらいで、未収容で放置されて  
いるのがどのくらいいるか、将来それをどうい  
ふふうに取り扱っていく計画かというふうなこ  
とで、御答弁できればちよつと答弁していただきた  
い。

○政府委員(齋藤正君) これは数字的把握が、こ  
の前の厚生省から実態調査の済んでいふ分もある  
し、済まぬ分もあるというお話もございましたが、  
そのとき、あるいはその方法によりまして非  
常に違ひわけでございます。文部省が一応長期計  
画の前提として考へている数字というものは、過

去にその出現率というものを、サンプルでありま  
すけれども、調査いたしましたして、それをそれぞれ  
の年次の児童生徒数の総数にかけてみるというこ  
とを一つの仮定の作業としてやっております。こ  
れが、各特殊教育の対象になるべき心身障害児童  
生徒の数が四十年五月一日の総数に比較してみ  
ますと九十六万人、これは非常に軽いから特殊  
学級に入る者までという推定がなされるわけで  
あります。ところが、この特殊教育を受けている者  
の数というものはその時点で十一万二千人であ  
ります。で、この数字をもつて実は就学率を二二  
というふうには押さえるという見方もあるもので  
ございますが、実はこれは正確でないもので、一  
面から言へば、それは未就学になつていふかとい  
ますと、この就学の猶予免除の今度は人数とその  
事由というものを調べますと、これはさういふ多  
い数字ではない。さうしますと、この出現率とい  
うものが、これはやはり一種の仮定の作業でござ  
いますから、それ自体に問題があるのかという点が  
一点、それからもう一つは、純然たる未就学でなく  
て、その特殊教育を受けるのが適当な児童生徒が一  
般の教育の中に相当数まじつておるというものが多  
いと考えられるのか、それからもう一つは、この徹底的  
に考へたならば、これらの数字に乗つてこないで、  
その放置されておるという、どこもかかつてこ  
なという方々があるのかどうかという点がある  
問題になるわけでありまして、私もさういふ点  
は、この推定数字というものは非常に膨大なもので  
ございまして、それとにかかると非常に特殊学  
級等は前進する時期でございまして、さうい  
ふ数字をひとつ仮定の数字で置いて、そして市町村  
段階に展開してみたらどういふことになりま  
すか、それを昭和三十三年からの十年計画で、毎  
年どのくらいの学級を入れていったらいいかとい  
うふうなことをいたしております。しかし、この  
数字は、先ほど申しましたように、到達すべき数  
の正確性としては、先ほど申しましたように不正  
確でございますが、まだ初年次のわりあいに若い  
時代の段階でございまして、そこまで詰める

ても、いまのペースでやつていって、これは数字  
が小さくなりまして計画は膨大になるどころ  
か、まだ歩み方としてはもつと速度を早める必要  
があるというふうな考へておる次第でございま  
す。それから区分でございまして、肢体不自由児  
の養護学校なり、それから小中学校の肢体不自由  
の関係の特殊学級に入れるべきものと想定されま  
す出現率が〇・三四、さうすると、その数がこ  
れが四十年五月一日の数字をとつてみますなら  
ば、五万四千人で、そして、これが実際に入つて  
いるものは約一万であるというふうな数字、したが  
いまして、この出現率をもとにいたしますれば、  
肢体不自由者の就学率は一七・六％だといふ数字  
があるわけでございますが、これらの数字は、い  
ずれも先ほど申しましたようなかなり仮定の要素が  
入つておつて、これを現状をどう判断すべきかと  
いうことについてはなお検討してまいりたいと思  
ひます。

○秋山長造君 いま出現率と言つたのは……

○政府委員(齋藤正君) 子供が産まれた場合  
に、心身の障害のある者がどの程度出てくるであ  
ろうかというのをサンプルにいたしまして、そ  
れを出現率と、さう言つていふわけです。

○秋山長造君 とにかくこの分野はこれは教育の  
分野として新しい分野で、現在軌道に乗つてつ  
あるといふところだと思つて、まだなすべきこと  
が多い、また問題もこれは際限なく、こ  
まかいことを言つて幾らでもあるわけですが、  
さういふことをこれ以上申し上げませんが、  
いづれにしても、最近のこの一般の啓蒙も徹底し  
てまいりましたし、それからまた、文部大臣御自  
身も、就任早々からこの特殊教育の振興といふこ  
とを大きく掲げて努力をしておられるわけで、関  
係各方面とも非常に期待をかけておられる分野であ  
るわけですから、ひとつ、いま端的に何点かお聞  
きしましたけれども、さういふことも含めてひと  
つこの教育の画期的な前進のために一そが  
ばつていただきたいと思つて、文部大臣のもし  
何か御答弁がありましたら承りたいと思つて

○国務大臣(中村梅吉君) 先ほどのお話、それ  
からそのほかにも特殊教育については問題点が非常  
に多いわけでありまして、それから、これだけ教育  
全体が伸展してきたのに比較しては非常に手お  
くれをしていふというふうな私どもは考へておりま  
すので、今後十分意を用ひ努力してまいりたいと  
思ひます。

○委員(二木謙吉君) 他に御発言もなければ、  
本件に対する本日の質疑はこの程度にいたしま  
す。

○委員長(二木謙吉君) 教育、文化及び学術に  
関する調査中、学術雑誌の郵送料に關する件を議題  
といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

なお、政府側より、中村文部大臣、杉江大学学  
術局長が出席いたしております。

○小林武君 郵便料金が値上げになつたとき、学  
術雑誌に対する特別な扱いについて政府は特別の  
選別をいたしますか、学術雑誌として特別の扱いを  
受けることについて選別をすることを各学会に申  
し出るようにいふことをやつたさうですが、こ  
れはどういうことですか。

○政府委員(杉江清君) 従来は、学術雑誌につ  
いては第五種で扱われておつたわけでありまして、  
それを今度は立て方を全面的に変へますので、こ  
れをばらつておくと非常に不利な扱いになる。そ  
こで学術雑誌については特別な扱いをすべきだ  
という意見もあり、郵政省でもその点を考へられて  
おられたのでありますけれども、私どもとして  
も、その点はぜひひとつ特別な扱いをしてもら  
いたい、さういふことでお願ひして、新しく第四  
種の中に学術雑誌という特別のワケを設けまし  
て、その取り扱いを特に別にしていくわけござ  
います。基本的には百グラムまで十円という非常  
に安い料金で扱つていただくようになつたわけ  
でございます。さういふ特別なワケでございます  
から、その扱いをしていただくためには、学術雑誌  
という範疇に入る、それに相当するものだという

認定をどこかでする必要が出てまいるわけでございます。

○小林武君 その点はよくわかりました。そこで、学術雑誌でございませうけれども、これはやはりかなりいろいろな配慮がされなければならぬと思ひますが、私の聞いたところでは、自然科学の分野は学会の統合といふことが、さういふものがよく進んでいるために、雑誌について大体そういうものを選別することはかなり合理的にいつていふようでありませう、さうでないものがある。

それで、特にさういふ合理的にいかないといふか、なかなか選別できない分野がありまして、そのためにやはりいろいろな不合理なことが起こっている。一つ例をあげますと、たとえばここに考古学会の雑誌がある。それから史学会の雑誌がある。考古学界では日本考古学会の「考古学雑誌」、それから日本考古学協会、その学術誌、これは選ばれたもの。選ばれたのは、岡山、東京に根拠を置く考古学研究会の「考古学研究」、それから大阪、京都からは古代学研究会の「古代学」、それから上代文化研究会の国学院大学の「上代文化」、それから東京考古学会の明治大学の「考古学集刊」、これは考古学会で選ばれた。史学雑誌でいへばかなり古い歴史を持っている東大の史学会の「史学雑誌」が選ばれておりますけれども、早稲田大学の早稲田史学会の「史観」、慶応の三田史学会の「史学」、国学院の「国学院雑誌」、この種のものには除外された。これについては考慮を要するのではないかと申すのであります。この種ものは学会の経済力というのをはきわめて弱いわけですから、これらのものの中には、われわれのような者でも大体目につくような古い歴史を持ったものがあるわけですね。このごろ出てくる学問的な価値なんかを云々されるようなものではない。これらのものまで落とされるということになるとたいへんであるというふうに私は考へる。そこで、再考の余地がないのかどうかということですね。これはどうでしょうか。何かこの点では学術会議なんかでもたいへんこれは困ったということである

らしいのですが、私は再考の余地があると思ひうので、この際思い切つて特別扱いのほうに踏み切られたほうがいいのではないかと。ほかの雑誌と違つて、もうかる仕事じゃないわけですから、いかがなものでしょうか。

○政府委員(杉江清君) 学術雑誌であるかどうかは最終的には郵政省の決定するところでありませうが、私どもの立場においては、もちろんこれを学術雑誌としての実態を持つてゐるものは極力適用させるようにすることが適當である、さういふ立場で今後とも努力したいと考えております。まだ実は具体的にこの範圍を学術雑誌として扱ふという決定はなされてないわけでありませう。それは今後の議題になつております。ただ、日本学術会議で一応あげられたものがあるわけでありませう。それは大体まあ学術協会として十分社会的評価を受けておる、また全国的な規模のものとかさういふような制約を考へて、かなりきびく設定されたものであります。で、一時はかなり厳選しなければこの特別な取り扱いを受ける、さういふことはむづかしいという状況判断もあつて、さういふ考え方で一応リスト・アップされたものと私は考へております。しかし、その日本学術会議が一応あげられたこの範圍にまだ限定されたわけではございませう。その点は今後とも私もなるべく広めるような努力をしてまいりたい、さう考へております。

○小林武君 その点は配慮があつてよかつたと思ひうのですけれども、やはり非常に学会の間にいろいろな雑誌があるといふことになり、少し整理してはどうかという考へ方が出る、さういふことも多少理解できないわけでもないのですが、先ほどから申したように、やはりここに私が説き上げたようなのは、大体学者でなくとも一応そのことに関心を持つた者の間では、かねがねやはり相当見ているものから、特に早稲田とか、慶応とか、それから国学院とか、明治とかいふものは、それぞれ考古学では私学でも特色のあるものなんです。それらのものがのけられるといふことはどう

うかと思ひうのですが、そこでまあ一例をそこへあげたわけでありませうけれども、学術雑誌については、ひとついまの局長のお話のようにいろいろな配慮いたしたい、学術発展に關してはやはり相當の思い切つたワケを広げるといふふうにやつていた

○委員長(二木謙吾君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(二木謙吾君) 速記を始め。  
他に御発言がなければ、学術雑誌の郵送料に關する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(二木謙吾君) 教育、文化及び学術に關する調査中、青蓮院に關する件を議題といたします。  
質疑のある方は順次御発言を願ひます。  
なお、政府側より中村文部大臣、村山文化財保護委員会事務局長が出席いたしております。  
○小林武君 だいぶお疲れの御様子でございますから、なるだけしほつて質問をいたしますもので、お答えのほうもひとつあまり詳しくなくともいいから、きちんと御答弁いたしたいと思ひます。

一つは、この青蓮院の問題は経過的にどういふことになつておるのか、何かこれは東伏見門跡が知つておるとか、了承しておるとかしてないとか、永井という事務局長が独断でやつたとか、いろいろなことがあるのです。それから、それについて寺のそのほかの重要文化財についても、あるいはその他の文化財についても何かさういふ管理のしかたをしておる。これが一つです。その経

過をお知らせいたしたい。  
それから正直に申し上げて、これはもう新聞なんかでも書かれましたがね。いささか文化財保護委員会のもの言ひ方も少し責任ののれのようなところがあるのです。どうも青蓮院は札つきであるといふようなことを言つてみたり。さういふと、札つきであるあれを一体どういふふうに扱つてきたのかという問題が一つあるわけですね。さらには、まあその青蓮院の問題ですでに前からそのことを知つていながら保護委員会では手を打つていなかったといふ、さういふ朝日新聞の記事もある、さういふこと、私はまあいささか反省するところもなければならぬと思ひうのであります。

法の不備とか何とかおっしゃるけれども、私に言わせれば法もさることながら、運営上やはり相当やれるものがあるのじゃないかといふことが一つです。それから担当の課長さんのお話で、五億あれば――いまは一億だと、予算はこのいふやうな美術のこの点について、問題の対象になつたものについては、五億あれば大体変なところに充てられて行くことがわからなくなる、さういふことがない、国で買ひ上げられるのだといふことだが、この点については一体どうなのか。さうだとすれば、一体その五億という予算の要求は、いままでどうして通らなかつたのか。文化財がみすみすなくなるといふことがわかつていて、さうして一体どうしてやらなかつたかといふこと、それが一つです。それからもう一つは、この間に重大な問題は、やはりブローカー、古美術商の介在といふことだと思ひうのです。これはもう容易ならぬことだと思ひうのです。一番、文化財保護委員会の強敵だと私は思ひう。

その人たちの介在を――いい人もいるんだと思ひうんですが、悪質なと言つたらいいか、文化財保護委員会の仕事の裏をくぐるようなさういふ人たちに對して、一体どういふ手だてを講ずるか。罰則もあればいろいろな文化財保護法もあるわけですが、それに基づいてどうするか、今後どうするか。また、きびしい態度で青蓮院の問題を契機にやろうとするのか。

それと、私は古美術商の問題とひとつ関連して、かつて私が取り上げましたパカドの問題、どうしてパカドを文化財保護委員会は野放しにしておくかということですよ。北魏の金銅仏を持ち出して所有したということは明らかだ。そうしてその間において、あなたたちの関係者の間でだましたり、すかしたりしてパカドをどうしたたんとすることを言っているやつもほかの記録には残っているという事になれば、パカドをどうするか、どうしたらいいか。私はそういうものについてやっぱり然たる態度をとらないという、説をなす人は、文化財保護委員会の中に、パカドに一体あれだけのことをやらせて、何らこれを摘発したり問題の究明をやつたりするところのことができないような何か関係があるのかということさえ動く人がある。私もそう思うのです。そういうふうなやつらに逡巡しているという事はどういうことか。たとえば、私はあなた、事務局長の答弁だつたと思うが、こういうことを言われている。例のこのアズキの相場で失敗したお寺の問題について関係がございまして、こう言っている。こういう答弁をしている。そうするならば、あのお寺も一体美術品を持ち出した、それに関係しているといつたようなことになつたらなおさらですよ。こういう点については、私ははっきりしないという、国内の問題もさることながら、国外に持ち出される問題もたいへんなんですから、問題の解決は私はできないように思ふんですけれども、そういう点についてこれは一々聞いて、一々何だかんだのやりとりをやれば、これはたいへんな時間になりますから、時間の経済上、どうぞいままでの点について、これは簡単でいいですから、ひとつ要点だけをきちんきんとお答えいただきたいと思います。

○政府委員(村山松雄君) まず、青蓮院の国宝、重文の問題であります、いわゆる青蓮院の事件というものは、刑法事件が二件、それと、それらに関連して文化財保護法に基づく届け出義務違反というような手続違反が関連してからまり合つた数件の問題がございまして。最初に、今回世間に出る発端になりましたのは、青蓮院の所有の重要文化財の大手鑑というものがございまして、これが詐欺横領事件の証拠品として本年の四月に東京の上野署にため置かれたということから明るみに出たわけでありまして。この事件は、事件が起きましたときには、大手鑑は大阪の人の所有になっておりまして、これを京都の美術商が売却を頼まれて東京へ持ってきた。東京へ持ってきたところが、また美術商二人がそれを売ってやるということまで預かつて、そのまま行くをくらまして。で、京都の美術商が上野署に訴え出ましてさがしておつたところ、實屋に入質したのが発見され、同時に二人がつかまつた、こういう事件であります。こういうことからいまして、青蓮院はほかに国宝や重要文化財等が散逸しているのではないかとということが問題になりました。で、文化財保護委員会では、実は数年前からそういうことは承知しておつたわけでありまして。承知した動機は、買い取つた側から届け出があつて承知したわけでありまして。ところが、買い取りの届け出には、売り渡し側の正規の譲渡書がついておりませんと、手続として完結しませんでした。売り渡し側も手続をするようにといふことを買い取り側並びに青蓮院にも京都府の教育委員会を通じて連絡いたしましたところが、青蓮院側が言を左右して所定の手続をしない。その間において係官を派遣しましたけれども、寺を預かつておる執事は、自分が関知したことではないといふようなことから調査に応じなかつた、かような経緯であります。

もう一つの刑事事件は、これは昭和三十七年七月に起こつた事件でございまして、青蓮院にありますが重要文化財の浜松図のふすま絵、これは未指定の部分を含む数枚からなるふすま絵でございまして、そのうちの重要文化財の一枚と未指定の二枚を切り取つて観光客が持ち去つたということになっておりますが、そこで、これは窃盗並びに重要文化財損壊といふような刑法違反並びに文化財保護法違反、複合犯であります。所轄の松原署において捜査いたしました、手がかりがつかめず、犯人もあがらず今日に至っております。そこで、今回の一連の事件を契機といたしまして、京都府の文化財保護委員会並びに文化財保護委員会事務局が協力いたしまして、青蓮院の国宝重文の所在の確認につとめる一方、上野署並びに松原署は、刑事事件として別途捜査を継続しておる、こういう状況であります。いままでわかりましたところでは、青蓮院の蔵も実地に調査いたしました、寺には二点だけ残つておるようでありまして。その他は外部に出ておるようでありまして、博物館に預かつておるものを除きますと、大体個人あるいはお寺の美術館などに渡つております。最終の末端のほうでは、売買行為としてはもちろん合法的にやつたようでありまして、文化財保護法による所有者の移動の手続はなされないうままに今日に至っております。

この問題の処置であります、刑事事件は別といたしまして、文化財保護法としては、売買それ自体は悪ではないわけですから、一つには多少事後になりますけれども、所有権移転に関する手続をするのが一つの方法であります。それから青蓮院側では、実はあれは寺が窮乏して散逸したのですけれども、買い戻すつもりであると云つております。買い戻されれば、もちろん文化財保護委員会としては、けつこうでございまして、買い戻す具体的プランが現段階ではないようでありまして。これが事件の概要でありまして、まだ最終的に解明されない部分もあり、未解決の事件になろうかと思ひます。

それから第二段の、こういう問題を起こさないための基本的な問題であります、私も法が不備だとは思ひますけれども、何と申しましても、私有財産権を基礎として文化財保護法に基づく指定物件について一定の公用負担を課するといふ文化財保護法として、究極的には所有権のほう優先して、文化財保護法違反は罰則でこれを追いかけるといふことになるわけでありまして、その点不徹底の点がございまして、それから実態調査にしましても、指定物件の件数が多くて、それからまたこれが一面において社寺の寺宝であつたり、個人の秘蔵品であつたりする関係がございまして調査が行き届かない面があります。かような法的な面、それから調査し、これを適正に管理するといふ運営面についても、今回の事件を契機に一そ管理の適正化につとめたいと思へる次第であります。

その一つの方法として、これは結局個人ないし社寺が持つておるところに問題があるので、国が買い上げて保存すべきではないかという議論があります。これに対して国の買い上げ費が一億円できわめて不十分ではないかという識者の指摘がございまして。この点に關しましては、この国の買い上げ費といふのは、文化財保護法では、元来、所有者が基本的に管理するたてまえでありまして、売買それ自体がむしろ例外的といふところから見て、買い上げ、それからまた売買に際して国がこれを買い上げるというのは、何も売りに出た国宝、重文を極力買い上げるというふうな方針がとられたわけじゃなくて、売りに出された国宝、重文の中で、特に類似品も少なく、その時代を代表するようであるものについて買い上げて保存するのが適当であるものについて買い上げるといふような例外的措置の財源として一億円用意しておるわけでありまして、従来の経過にみましますと、買い取りの申し出は必ずしも非常に多数にのぼるといふことではございせんので、最近の実績も、一億円に対してこれに数倍するといふような買い取りの申し出ではなかつたのでございまして。大体二億円をこす程度の買い取り申し出はございまして、その中では必ずしも買い取る必要がないものもありまして、多少不足であります、まあまあやつておつたのであります。そこで、担当課長としては、せめて五億円でもあれば、かなりこの問題が解決できるのではないかと考へて、おそらく新聞記者等にそういう話をしたのだと思ひます。問題は、従来の買い上げのたてまえが例外的な場合に対する財源でありますので、もしこれを

国がかなり積極的に買い上げるという態度を示した場合には、はたして五億円で足りるかどうかにについてはかなり問題があるかと思ひます。私どもとしては、この買上げ費の増額は、今後これを契機といたしまして、できるだけふやしたいと思ひますけれども、一体どれだけふやしたら必要に應ぜられるかということにつきましては、なかなかむずかしい問題がございます。従来はどちらかといえば買ひ取り出しの実績などを参考として要求しておたわけでありまして、要求自体が必ずしも思ひ切つた金額ではなかつたのでありまして、今後はひとつ考え方を新たにしまして、増額をはかりたいと思ひますけれども、直ちに飛躍的な増額がはかれるか、また一体適正買上げ費はどうかという点については、かなり研究すべき問題があるかと思ひます。

それから次に、こういう問題に関連して美術商が明朗ならざる動きをするという問題でございます。それは率直に申しまして、御指摘のような事実はないと思ひます。青蓮院事件につきましても、お寺から現在の所有者、管理者が所持するに至ります間には数人の手を経ておるようでございます。ただ、文化財保護法としては、先ほども申し上げましたように、所有権を基礎として所定の手続を課しておる。で、手続違反について事後追及するというようなたてまえになっておりますので、古美術商取り締まりというふうな角度でこれを規制することはなかなかむずかしい問題がございます。しかし、これもひとつ研究課題として管理適正化の観点から検討したいと思ひます。

それから最後のパカードという名前をあげてどうするかという問題でございますが、北魏金銅仏の事件におきましては、警察の調べによりまして、パカードが国外にこれを持ち出したという確証はなかつたのであります。それから京都の九品寺の場合ですと、これはたしか指定以前の行為にかかる問題でありまして、文化財保護法違反として追及するには若干要件が欠ける問題もありま

したし、売買行為それ自体としては、警察の調べでは、パカードが九品寺の仏像を所有するに至つた経緯は合法的であるという判定を受けてまして、一たんはパカードに返されたというふうな経緯もございまして。そういう意味合いにおきまして、パカード氏を文化財保護法の観点からこれを何か規制するといふような手順が発見できないでおるのが現状でございます。

○小林武君　まああなたの答弁を聞いてみると、大体この種の問題が尽きないということがよくわかる。私は思ひました。たとえば、いま五億円の増額でもそんなんでいい。一体、適正な額、これを五億円の金で国が買ひ取るといつたところで、何でもかんでも皆買ひ取るといふことは不可能、そんなことは常識で考えてもよくわかることである。したがって、国が一体やれるところのものは、どのくらいにしたらいいのか、それは文化財保護委員会がそういうことの研究をやるべきなんです。この問題が起つたのは、きょうこのごろの話ではない。青蓮院の事件がいきなり起つたというのなら、私はこれはこれから大いに言うことになるけれども、あなたの答弁の中で言われているように、だいたい以前からわかつておると、こういうことなんです。文化財保護法が出てから相当の年数がたつてゐるのに、いまだにそういう問題ではつきりしないというのはおかしいですよ。それがはたしていい手なのかどうかというふうなことをあなたがおっしゃるのは、ちよつとこれはおかしいと思ひますよ。たとえばあなたの課長の言われた五億というの、これはほらを吹いたかどうか、わからぬけれども、私はほらじゃないと思ひます。直接そういう問題にぶつかつて非常に苦労しているから、そういうことを言つたのだと思ふ。大体そんなに当たらない話じゃないと思ふ。だから、そういうことについて検討して、やはりここからはつきりしたことをおっしゃらなければいかぬですよ。五億円と言ふが、一体どのくらいで大体やれるのかといふことをおっしゃらなければだめですよ。しかし、その予算が通るか通らぬかとい

うことはこれまたあるわけですから、あなたのほうで何ほ要求したって、大蔵省がそつぽを向いたらどうにもならぬといふことはわれわれもよく知つておる。しかし、そういうことは関係者ばかりでなく、その他の文化財を愛する人たちによつて、皆が努力すればその目的に達しないこともないと思ひます。あなたのようなことを言つておつたら、大体うまいきやうが私はないと思ふ。だから、そういう態度でなしに、きょうはそのことを議論する気持ちにございませんから、ひとつ検討して、はつきりしたもののくらのものといふあれをお立てください。

それからもう一つ、パカードとか、古美術商の問題ですね。これはもちろん、そうですね、合法的といつても、法の適用ができないものもあるだらう。だから、したがって、私は直ちにそれをどうしようといふことではない。しかし、文化財保護法の立場として、古美術商の中に非常に悪質なやり方をやつてゐる者には、いろいろな手が私は打てると思ふのです。今度の問題でもそうでしょう。一つのものが売られるという過程で、どういふやり方をやつてゐるのか。もう明らかに前科を持つてゐるというふうな人のところに紹介をして、それがまた今度外国人をひとつ仲間に入れてやつてゐるというふうなやり方をしているでしよう。だから、まともなことをまともに売り買ひするといふふうな態度ではないですよ。だから、詐欺事件も起るようなあぶない橋を渡らなければ、こういうものの売買はできないような仕組みになつてゐるのかもしれない。こういうことに對してもつと検討して、そうしてやはり対策といふものを立てなければいけないと思ふのです。それからパカードについてあなたはおっしゃるけれども、パカードについてはかなり詳しく言つたから、ぼくはいまこゝでは言ひません。しかし、これはあなたと私の間の問題ではございません。もう一ぺんパカード問題をやりませう。パカードをあなたのほうで白と言ひ切る自信がどこにあるか。警察がとうとう追い詰められなかつた

というのなら話はわかる。その際の預かり証といふような問題はどうか。そういうことについてはあなた何も言わないで、いまのようなことを言つて誤解される。だから、この問題については、いずれあなたも一ぺん質疑をやりたいと思ふから、あなたもひとつ白だといふ確証の上に立つた御答弁をそのときお願いしたいと思ふ。

○国務大臣(中村梅吉君)　確かにいまでも政府としては重要文化財以上の文化財を所有しておる者が他に売却等の処分をしたい場合には、まずもつて文化財保護委員会に買ひ取りの申し込みをしなきゃならぬことになつておるわけですから、これを履行していくには確かに現在の一億円の予算では不十分だと思ひます。問題は、ただ実績が、いまでも聞いてみますと、それではたくさん申し

込みがあるかというところ、やっぱり申し込みは今まででそろそろ殺到してきてないところと、予算化の事務当局としては困難性があるわけですが。まあ今度の青蓮院のような場合で、何か執事のような人たちが、管理者が不当に処分をしようという場合には、これはどうしても正規の申請をしていただくという正規のルートに乗っかってもらうものですが、やらなかつたのじゃないかと思うのですが、もう少しやっぱり文化財、重要文化財についての一般認識を高めて、こういう制度がある以上は、よほどの困難があつても正規のそういう制度のとおり、処分せなければならぬ事情があつて処分するものは、まず文化財保護委員会に申し入れてもらう。そして文化財保護委員会は鑑定の組織を持つておきますから適正な鑑定をして、無理にこれをたたきますというところ、どうしてもほかへやみに流れますから、適正な価格で引き取れるというような体制を講ずるといことが、まあいろいろな理屈や考え方がありますが、現実のやり方としてはそれが一番適当なやり方ではないか、こういうふうな点、したがって、申し込みの実績としては、先ほど局長が言われたように、一億円の予算じゃあまりにも現実に沿わないほど申し込みがないわけでありますが、そういう点にはある程度の余裕を持ったやっぱり予算措置というものが必要だと思えますから、こういう点について私ども今後考慮し、また努力してまいりたいと思ひます。

○委員長(二木謙吾君) 他に御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

六月七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月十七日)  
一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

第二条成人の日の項の次に次のように加える。  
建国記念の日 二月十一日 建国をしのび、国を愛する心を養ふ。

第二条こどもの日の項の次に次のように加える。  
敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝ふ。

第二条秋分の日項の次に次のように加える。  
体育の日 十月十日 スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかう。

附 則

1 (施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

2 (建国記念の日となる日を定める政令の制定)  
改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする。

3 内閣総理大臣は、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮問し、その答申を尊重してしなければならない。

4 (総理府設置法の一部改正)  
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中向和対策協議会の項の次に次のように加える。

建国記念日審議会  
内閣総理大臣の諮問に応じて建国記念の日となるべき日について調査審議すること。

附則第四項中「附属機関のうち」の下に「建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで」を加える。  
(スポーツ振興法の一部改正)

12<sup>5</sup> スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十

一号)の一部を次のように改正する。  
第五条の見出しを「(体育の日の行事)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「スポーツの日の趣旨にふさわしい事業」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚するような行事」に改め、同項を同条とする。

13<sup>6</sup> (老人福祉法の一部改正)  
老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第五条を次のように改める。  
(敬老の日の行事)  
第五条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する敬老の日において、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるように努めなければならない。



昭和四十一年六月十七日印刷

昭和四十一年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局